

平成 28 年度
包括外部監査の結果報告書
(テーマ)

県税の賦課・徴収事務について

平成 29 年 3 月

山形県包括外部監査人
伊藤明彦

第1章	総論	1
第1	外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	包括外部監査の実施期間	1
5	包括外部監査の対象期間	1
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
8	利害関係	2
9	その他	2
第2	包括外部監査の監査結果	4
1	監査の結果について	4
2	指摘事項及び意見の一覧	4
第2章	県税の全般的事項	10
第1	山形県の財政状況	10
第2	山形県の財政収支見通し	10
第3	山形県の歳入状況	12
第4	県税収入	12
第5	県税の種類	13
第6	組織	14
第7	調定額等の推移	15
第8	徴税費の推移	16

第3章 県税の個別的事項	18
第1 法人二税(法人県民税・法人事業税)	18
1 法人二税の概要	18
2 本県の状況	27
3 実施した手続き	31
4 監査の結果	31
第2 個人県民税	34
1 個人県民税の概要	34
2 本県の状況	39
3 実施した手続き	40
4 監査の結果	41
第3 個人事業税	43
1 個人事業税の概要	43
2 本県の状況	45
3 実施した手続き	47
4 監査の結果	47
第4 不動産取得税	49
1 不動産取得税の概要	49
2 本県の状況	55
3 実施した手続き	56
4 監査の結果	57
第5 県たばこ税	58
1 県たばこ税の概要	58
2 本県の状況	60
3 実施した手続き	60

4	監査の結果	60
第6	ゴルフ場利用税	62
1	ゴルフ場利用税の概要	62
2	本県の状況	65
3	実施した手続き	66
4	監査の結果	67
第7	自動車取得税	68
1	自動車取得税の概要	68
2	本県の状況	70
3	実施した手続き	72
4	監査の結果	72
第8	自動車税	73
1	自動車税の概要	73
2	本県の状況	77
3	実施した手続き	79
4	監査の結果	79
第9	軽油引取税	83
1	軽油引取税の概要	83
2	本県の状況	87
3	実施した手続き	89
4	監査の結果	89
第10	鉦区税	91
1	鉦区税の概要	91
2	本県の状況	93
3	実施した手続き	94

4	監査の結果.....	95
第 11	狩猟税.....	96
1	狩猟税の概要.....	96
2	本県の状況.....	98
3	実施した手続き.....	99
4	監査の結果.....	100
第 12	産業廃棄物税.....	101
1	産業廃棄物税の概要.....	101
2	本県の状況.....	103
3	実施した手続き.....	104
4	監査の結果.....	105
第 13	徴収管理及び滞納整理事務.....	106
1	徴収事務の概要.....	106
2	本県の状況.....	107
3	市町村との連携状況について.....	107
4	滞納整理事務の概要.....	109
5	実施した手続き.....	113
6	監査の結果.....	113
第 14	外部委託状況.....	117
1	外部委託状況の概要.....	117
2	実施した手続き.....	117
3	監査の結果.....	117
第 15	県税務総合電算システム.....	120
1	県税務総合電算システムの概要.....	120
2	税務システムの維持・運用体制.....	120

3	実施した手続き	121
4	監査の結果	122
第 16	文書管理	124
1	文書管理方法の概要	124
2	実施した手続き	125
3	監査の結果	126

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

県税の賦課・徴収事務について

3. 特定の事件を選定した理由

山形県の平成26年度決算における県税収入は、約973億円となっており、一般会計歳入合計約5,927億円のうち16.42%を占める重要な財源となっている。一方で、山形県の人口は減少傾向が続いており、厳しい財政見通しが続いている。

このように厳しい財政環境のなか、持続可能な財政運営に向け、県税収入を確保していくことが非常に重要な課題となっているが、県税の賦課・徴収については、これまで外部監査のメインテーマとして取り上げられたことがない。

県税の賦課・徴収は県民の生活に直接影響を及ぼし、適正・公平な事務手続きの遂行が、税務行政に対する信頼性を確保、県税徴収率の向上の上で当然に求められるものである。

このため、県税の賦課・徴収事務の関係法令等への準拠性、また効率性、合理性について外部監査の視点から検証が行われることは極めて有意義であると考え、これまでに外部監査のメインテーマとして取り上げられたことがないことにも鑑み、このテーマを選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

平成28年4月から平成29年3月までの期間、監査を実施した。

5. 包括外部監査の対象期間

原則として平成27年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

6. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 県税の賦課・徴収事務が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行なわれているか。
- ② 県税の賦課・徴収事務において、公平性が確保されているか。
- ③ 県税に関する管理システムが適切に管理・運用されているか。
- ④ 県税の徴収事務、特に収入未済額の減少に向け市町村との連携が効率的かつ効果的に行われているか。

(2) 監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係部局への質問
- ③ 県税の賦課・徴収事務執行の現場調査
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続

7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 伊 藤 明 彦

(2) 補助者

公 認 会 計 士 津 村 隆
公 認 会 計 士 柴 田 真 人
公 認 会 計 士 浅 野 和 宏

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

(1) 計算数値

本報告書の各表に表示されている数値は、原則として、四捨五入で表示しており、合計と一致しない場合がある。

(2) 略称について

- ①本報告書においては、「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」のことを「法」として記載している。
- ②本報告書で「総合支庁」という記載は、原則として「総合支庁税務担当課」という意味で用いている。

第2 包括外部監査の監査結果

1. 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項 又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることを御承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成29年1月末現在での判断に基づき記載している。

2. 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見の概要について、一覧できるよう表形式で記載する。詳細については、該当ページを参照されたい。

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
----	------------	----	-----------

(1) 県税の個別的事項 (第3章)

第3章 第1 法人二税 (法人県民税・法人事業税)			
1	(事務処理の事後検証に係る態勢について) 法人二税に係る事務処理は、その件数が膨大であり、かつ人員や時間の制約も存在することから、より効率的かつ正確な業務の実施が要求される。 誤りや漏れを看過することなく適切に業務を実施するために、ミスの防止の観点だけでなく、事後的な検証を有効に執り行い、適時に誤りや漏れを発見してそれを是正するという観点での態勢をより有効に機能させることが望ましい。	意見	P32

2	<p>(検出事項や引継ぎ事項の文書化について)</p> <p>申告書等の記載につき担当者が納税者に対して、電話等で照会する場合がある。しかし、その顛末の記録方法が担当者により、まちまちであった。また、必要事項が次年度へ確実に引き継がれる体制が十分でなかった。</p> <p>検証や調査の検出事項については、その顛末を十分に文書化するとともに、次年度へ引継ぎが必要な事項については、コピーを次年度の書類に添付するか引継簿を作成してとじ込み管理等、情報の記録、整理保管を適切に行うことが望ましい。</p>	意見	P33
第3章 第2 個人県民税			
1	<p>(納税義務者の網羅性の担保状況に係る情報収集について)</p> <p>個人県民税は県の最も重要な財源のひとつではあるものの、その賦課・徴収事務は市町村が実施し、県はその報告を受ける制度となっている。</p> <p>個人県民税について、制度上の限界は踏まえつつも、納税義務者を適確に把握するため、各市町村との担当者ベースのコミュニケーションの機会を有効に活用する等、各市町村の実態把握のための情報収集を継続的に行うことが望まれる。</p>	意見	P42
第3章 第4 不動産取得税			
1	<p>(不動産取得税納税義務発生申告書の提出指導について)</p> <p>不動産を取得した者は「不動産取得税納税義務発生申告書」の提出が義務付けられている。しかし、現状では承継取得の場合等には、ほとんど提出がなされていない。</p> <p>不動産の取得者へ自らが納税義務者となることを認識させるとともに、課税漏れを防止するためにも、不動産取得税納税義務発生申告書の提出について、市町村との連携をより密にし、納税者へ指導していくことが望ましい。</p>	意見	P57
第3章 第6 ゴルフ場利用税			
1	<p>(調査様式作成等による調査項目の統一化について)</p> <p>各総合支庁において特別徴収義務者の調査を定期的に行っているが、特別徴収義務者証票の亡失があったゴルフ場の調査については、税額に関わる項目の確認のみ実施し、登録証票の掲示の有無までは確認していない状況が見受けられた。</p> <p>特別徴収義務者の調査に際しては、調査項目、調査対象期間、調査書様式等、県全体として調査事務を統一し、公平な調査を実施していくことを検討されたい。</p>	意見	P67

第3章 第8 自動車税			
1	<p>(定期賦課事務における公所間不一致の照合作業の効率化について)</p> <p>公所間不一致の照合作業については、定期賦課事務の正確性確保の点からは非常に重要であるが、相当の労力がかかっているのも事実である。</p> <p>定期賦課事務の正確性確保の観点と業務効率化の観点及びそれに伴うコストを比較衡量し、村山総合支庁の取組や各総合支庁の意見も踏まえた上で、公所間不一致の照合作業のやり方を検討されたい。</p>	意見	P 80
2	<p>(税務事務標準事務処理工程集の改訂による管理体制の適時検討について)</p> <p>県は自動車税について「税務処理標準事務処理工程集」を作成しているが、この工程集の内容が現状と異なる点がいくつか認められた。</p> <p>税務事務標準事務処理工程集については、事務フローや取扱いの変更の都度、改訂されたい。さらに、事務フローや取扱いを変更したことにより、従来想定していたリスクに変更がないか、新たに発生したリスクに対する管理体制は構築されているかを適時に検討していくことが望ましい。</p>	意見	P 82
第3章 第9 軽油引取税			
1	<p>(免税証の厳格な管理体制について)</p> <p>軽油引取税に関する免税証については、必要事項の記載があれば、一種の金券として使用でき、不正使用されるリスクが少なからず存在する。</p> <p>免税証の管理については、保管場所の厳重化、さらには免税証の出入記録を付け、定期的な棚卸を行っていくことも検討されたい。</p>	意見	P 89
第3章 第12 産業廃棄物税			
1	<p>(特別徴収義務者調査の更正処理について)</p> <p>産業廃棄物税に関する特別徴収義務者調査のうち1件について税額の更正を要するものがあった。しかし、追加税額が僅少ということもあり、更正せず、次回の申告書に追加して申告納入するよう指導を行っていた。</p> <p>税額の更正を要するものについては、金額の多寡にかかわらず、事実確認後、速やかに更正処理をする必要がある。</p>	指摘事項	P 105

3章 第13 徴収管理及び滞納整理事務			
1	<p>(納税環境の更なる充実について)</p> <p>県は納税者が納めやすい環境整備のため、収納方法の多角化に努めている。</p> <p>徴税費の節減は税務行政の重要な課題であり、この観点からも、なお一層、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の利便性につき広報を充実させることが望ましい。また、コンビニのない地域での収納方法の利便性向上の方策についても検討することが望ましい。</p>	意見	P 113
2	<p>(徴収職員併任制度等の活用も踏まえた滞納事案解決に向けた取組について)</p> <p>平成 26 年度から市町村ごとに滞納事案検討会が開催されるとともに徴収職員併任制度が実施され一定の実績をあげている。</p> <p>今後、滞納事案検討会を通して、徴収職員併任制度の有効活用を図る等、滞納事案の解決に向けた取組を行っていくことが望ましい。</p>	意見	P 113
3	<p>(滞納金整理個票の管理方法等の統一化について)</p> <p>現在、滞納金整理個票の管理方法等については、主に各総合支庁の判断に委ねられている。</p> <p>滞納金整理個票は、多くの個人情報に記載され、また作成枚数も多いことから紛失や外部への情報漏洩等のないよう、個票に関する管理・保管・破棄方法等に関する県全体で統一的な取扱いを定めることが望ましい。</p>	意見	P 114
4	<p>(差押財産の定期的な評価の見直しについて)</p> <p>監査の過程で、差押物件につき換価価値に疑義のある事例が存在した。</p> <p>差押財産は換価されることが前提であるので、換価価値を念頭に置き、特段の事情がなければ、速やかに公売、差押解除等を検討すべきと考える。</p>	意見	P 114
5	<p>(解散会社等に関する事務処理方法の確認について)</p> <p>解散した会社や実体のない会社等について滞納処分の執行停止を行い、即時に欠損処分している場合とそうでない場合が見受けられた。</p> <p>解散した会社や実体のない会社等に係る滞納処分の執行停止においては、各総合支庁で処理結果に差異が生じないシステムを確立することが望ましい。</p>	意見	P 114

	例えば、各総合支庁の処理につき、県税政課において統一的にチェックする等の方法を検討されたい。		
6	<p>(長期滞納繰越額への対応及び回収可能性の早期判断について)</p> <p>平成 27 年度の発生年度別の県税滞納繰越額を分析すると、最も古い債権で約 30 年経過したものが存在した。</p> <p>租税債権は通常、長期に亘るほど回収可能性が低下し、また徴税コストも増加する。</p> <p>租税債権については、早期に回収を図ることはもちろんのこと、回収可能性の有無についても、早期に判断を行う必要がある。</p> <p>また、現存する滞納繰越金のうち、少なくとも 20 年以上経過するものについては今後、その回収可能性等につき重点的に内容を検討し、適切な処理ができるような方向で検討されたい。</p>	意見	P 116
第 3 章 第 15 県税務総合電算システム			
1	<p>(休職中の職員等の現在利用されていない利用者 ID の休止登録について)</p> <p>一部の総合支庁において、休職中の職員の利用者 ID 及び現在使われていない法人二税申告書入力業務受託者用の利用者 ID が税務システムに登録されたままだった。</p> <p>休職中の職員や現在使われていない利用者 ID についてはリスクの低減を図るためにも、税務システム上、削除登録することが望ましい。</p>	意見	P 122
2	<p>(税務システム接続のためのパスワードの定期的な変更について)</p> <p>「窓口専用端末操作 ID」のパスワードについては 1 ヶ月毎に変更することとされている。しかし、一部の総合支庁において、奇数の月と偶数の月で 2 つのパスワードを交互に使用していた。</p> <p>税務システム操作の ID パスワードについては、情報管理の徹底を図るため、「税務総合電算システム運用管理要領」や「山形県情報セキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、適切なパスワード変更が必要である。</p>	指摘事項	P 123
第 3 章 第 16 文書管理			
1	<p>(保存年限を経過した文書の廃棄について)</p> <p>一部の総合支庁において、保存年限を経過後の簿冊を書庫で保存していた。</p> <p>保存年限を経過した県税の賦課・徴収等に関する文書は、個人</p>	指摘事項	P 126

	情報等機密性の高い文書が含まれていることから、保存年限に到達した文書については適切に廃棄処分する必要がある。		
2	<p>(簿冊の保存年限の修正及び延長登録について)</p> <p>各総合支庁では「山形県文書管理規程」に基づき、保存年限経過後も必要な簿冊は保存している。</p> <p>機密性の高い税に関する文書は、保存年限の管理を適切に行うことが重要である。保存年限を経過した後も必要な簿冊については、背表紙の保存年限を修正し、山形県公文書管理支援システムに保存年限延長の登録を行うこととされたい。</p>	意見	P 127
3	<p>(組織改編等により旧公所より引き継いだ文書の管理について)</p> <p>一部の総合支庁において、県の組織改編等により統廃合された事務所から引き継ぎ、保存年限を経過している簿冊が存在した。</p> <p>特に延長が必要と認められる簿冊を除き、保存年限を経過した簿冊は適切に廃棄するとともに、保存年限を経過していない簿冊については、山形県公文書管理支援システムに登録して管理することが望ましい。</p>	意見	P 127
4	<p>(簿冊への簿冊 ID の記載について)</p> <p>総合支庁で保存されている簿冊について、背表紙に「山形県公文書管理支援システム」に登録時に採番される簿冊 ID が記載されていないものがある。税に関する文書の管理上、簿冊現物と「山形県公文書管理支援システム」に登録している簿冊を特定しやすくすることは有用である。</p> <p>今後、処理が完結して書庫に保存する簿冊については、背表紙に簿冊 ID を記載することを検討されたい。</p>	意見	P 128

第2章 県税の全般的事項

第1 山形県の財政状況

直近の一般会計決算額の状況は、下表のとおりである。歳入は毎年度、6,000億円前後で推移している。

歳入から歳出を差し引いた額（形式収支）及び翌年度に繰越す事業に充てる財源を差し引いた額（実質収支）も毎年度プラスとなっており、黒字を計上している。

決算収支（一般会計）の推移

（単位：百万円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入①	617,116	597,143	614,143	592,690	599,914
歳出②	610,611	588,377	600,803	581,393	590,767
歳入・歳出差引額③（=形式収支①－②）	6,505	8,766	13,340	11,297	9,148
翌年度へ繰越すべき財源④	2,978	5,413	9,848	7,371	4,400
実質収支③－④	3,527	3,353	3,492	3,926	4,748

第2 山形県の財政収支見通し

県は「山形県財政の中期展望」を平成28年2月に公表している。この中期展望では平成28年度から32年度までの財政収支の展望を示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針が示されている。概略は以下のとおりである。

次表は平成28年度から32年度までの財政収支の見通し（財源確保対策前）である。平成28年度の一般会計当初予算では、県税収入が増収になる一方で、社会保障関係経費の増加等により、208億円の財源不足が生ずるものとしている。これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等、歳入確保を図り、人件費の抑制や行政経費の節減等により歳出削減に努めるものとした。この結果、119億円の財源不足額を圧縮し、最終的に不足額は89億円となり、これについては、調整基金の取崩しで対応することとしている。

平成29年度以降も毎年度100億円を上回る財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、平成30年度には調整基金が枯渇するという試算がなされている。

財政収支の見通し(財源確保対策前)

(単位:億円)

		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
歳入	県税	1,081	1,114	1,147	1,181	1,217
	地方交付税	1,991	1,989	1,984	1,972	1,935
	国庫支出金	665	670	674	679	685
	県債	780	701	710	719	728
	その他	1,630	1,635	1,663	1,694	1,728
	計(A)	6,147	6,109	6,178	6,245	6,293
歳出	義務的経費	2,813	2,795	2,798	2,794	2,780
	人件費	1,607	1,576	1,559	1,535	1,513
	扶助費	271	277	280	284	287
	公債費	935	942	959	975	980
	一般行政費	2,408	2,431	2,477	2,524	2,573
	投資的経費	1,015	1,036	1,056	1,077	1,099
	公共事業費	370	377	385	393	400
	単独事業費	457	466	475	485	494
	国直轄事業負担金	124	126	129	131	134
	その他	64	67	67	68	71
	計(B)	6,236	6,262	6,331	6,395	6,452
財源不足額(C=A-B)		△ 89	△ 153	△ 153	△ 150	△ 159
調整基金残高・財政赤字		205	52	△ 101	△ 251	△ 410

注1:「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。

注2:「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。

注3:平成28年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

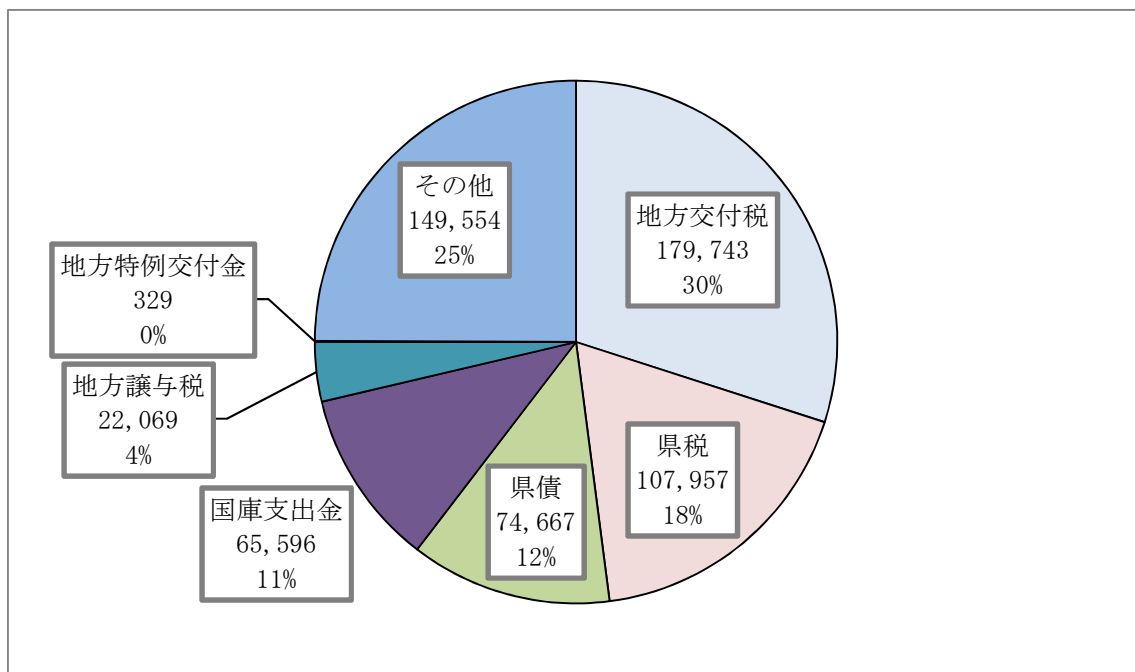
注4:平成29年度の消費増税等に伴う影響は、政府が想定する社会保障施策の制度等の詳細が明らかでないため考慮していない。

財源不足額への対応として、県は具体的に以下の対応策を講じるとのことである。

歳入面では、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用、財源対策のための県債の発行等を行うこと、歳出面では、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化等、徹底した歳出の見直しを行うとしている。

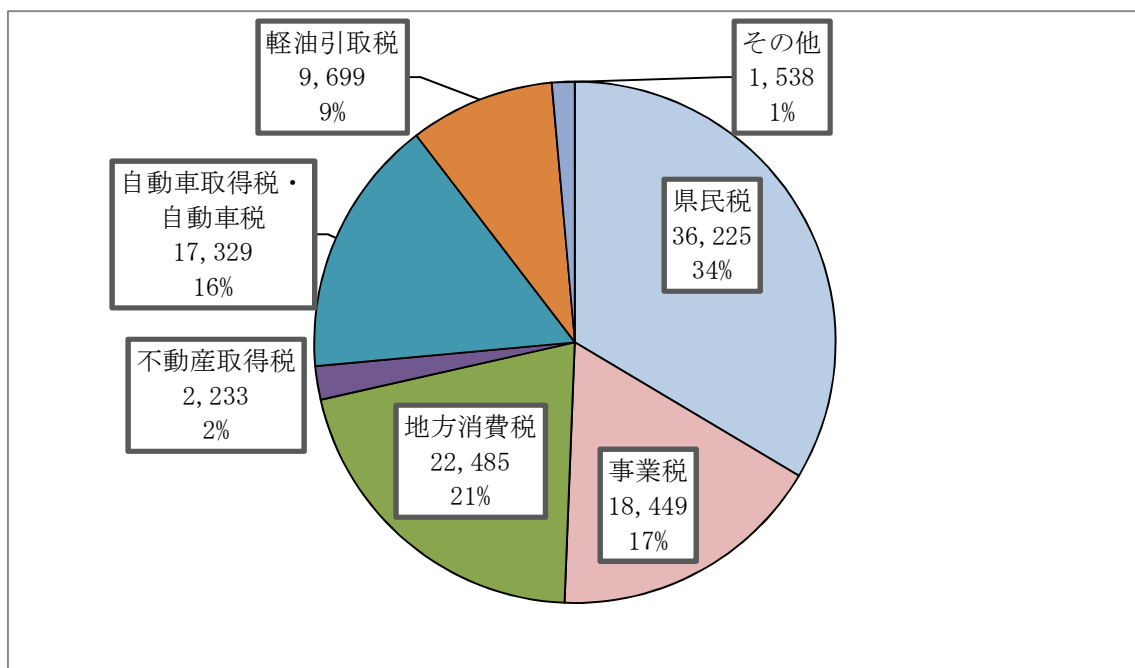
第3 山形県の歳入状況

山形県の平成27年度の歳入の合計額は599,914百万円であり、その内訳は下のグラフのとおりである。県税（107,957百万円）は全体の18%を占める重要な財源である。



第4 県税収入

平成27年度県税収入107,957百万円の税目別の内訳は下のグラフのとおりである。



第5 県税の種類

山形県における県税の種類は下表のとおりである。なお、直接税とは納税義務者と税の負担者が同一である税のことであり、間接税とは納税義務者と税の負担者が異なる税のことをいう。

直接税	県民税	個人県民税	県内に住所がある個人に課税。所得に応じて課税する「所得割」と一律に課税される「均等割」がある。
		法人県民税	県内に事務所・事業所がある法人に課税
		県民税利子割	金融機関等から利子等の支払いを受けるときに課税
		県民税配当割	上場企業等から特定配当等の支払いを受けるときに課税
		県民税株式等譲渡所得割	証券会社等の設定する源泉徴収口座内で取引された株式等の譲渡益に課税
	事業税	個人事業税	個人が行う事業に対して課税
		法人事業税	法人が行う事業に対して課税
	不動産取得税	不動産（土地・建物）の取得に対して課税	
	自動車税	自動車（軽自動車は除く）を所有するものに課税	
	自動車取得税	自動車・軽自動車を取得時に課税	
鉦区税	鉦業権を有するものに課税		
狩猟税	狩猟者の登録を受けるときに課税		
間接税	地方消費税	消費税の課税取引に対して国の消費税とあわせて課税	
	県たばこ税	たばこの消費に対して課税（たばこの販売価格に含まれる）	
	ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときに課税	
	軽油引取税	軽油の引取等をしたときに課税	
	産業廃棄物税	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税	

第6 組織

平成28年4月1日現在の県税に係る組織は下表のとおりである。

公所別管轄区域		世帯数	人 口	課 名		税務職員数		
		世帯	人			男	女	計
村山総合支庁	山形市	100,768	252,208	課税課		18	19	37
	上山市	10,710	31,447					
	天童市	21,474	62,155					
	東村山郡	7,909	25,659	納税課		9	9	18
	小 計	140,861	371,469					
	寒河江市	13,071	41,151		西村山税務室	5	1	6
	西村山郡	12,486	40,041					
	小 計	25,557	81,192	納 税 課	北村山税務室	5	1	6
	村山市	7,697	24,521					
	東根市	15,571	47,954					
尾花沢市	5,092	16,816						
北村山郡	2,126	7,283						
小 計	30,486	96,574						
最上総合支庁	新庄市	12,924	36,697	税務課		13	2	15
	最上郡	12,076	40,662					
	計	25,000	77,359					
置賜総合支庁	米沢市	32,914	85,651	税務課		15	11	26
	南陽市	10,730	32,171					
	東置賜郡	11,740	39,356					
	小 計	55,384	157,178					
	長井市	9,124	27,581	税 務 課	西置賜税務室	2	3	5
西置賜郡	9,444	29,228						
小 計	18,568	56,809						
庄内総合支庁	鶴岡市	45,265	129,150	税務課		25	16	41
	酒田市	39,239	105,894					
	東田川郡	8,857	29,269					
	飽海郡	4,510	14,166					
	計	97,871	278,479					
本 庁	-	-	税政課		17	3	20	
合 計	393,727	1,119,060			109	65	174	

第7 調定額等の推移

1. 県税の調定・収入の直近5年間の比較表

(単位：千円)

年度	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額
23	88,400,000	91,967,667	89,167,070	216,807	1,983	2,585,773
24	93,900,000	97,568,294	94,557,712	292,716	867	2,718,732
25	94,000,000	97,248,089	94,476,204	231,045	-	2,540,840
26	96,900,000	99,391,615	97,307,407	258,334	-	1,825,874
27	107,650,000	109,760,010	107,957,273	202,494	-	1,600,243

2. 県税調定額の推移

(単位：千円)

税目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
個人県民税	29,729,306	31,415,091	32,662,565	32,763,382	33,005,393
法人県民税	4,243,832	4,891,677	4,291,832	4,853,594	4,300,936
県民税利子割	567,173	508,880	521,073	455,238	442,415
個人事業税	872,729	879,973	998,859	1,016,806	1,068,231
法人事業税	11,445,979	13,605,513	13,803,191	15,530,974	17,452,542
地方消費税	11,423,563	12,004,072	11,839,197	13,256,675	22,484,672
不動産取得税	1,868,653	2,083,841	2,081,664	2,341,629	2,299,095
県たばこ税	2,393,752	2,352,383	1,405,713	1,257,950	1,228,461
ゴルフ場利用税	145,929	142,419	134,927	136,459	131,479
自動車取得税	1,664,759	2,189,627	1,989,575	856,807	1,267,680
軽油引取税	10,448,484	10,518,279	10,687,782	10,341,441	9,700,617
自動車税	16,924,891	16,762,572	16,603,817	16,374,699	16,200,905
鉱区税	5,078	4,799	4,522	4,381	4,107
狩猟税	27,652	26,191	24,082	17,893	7,170
産業廃棄物税	202,416	181,235	198,507	183,648	166,308
旧法による税	3,472	1,742	784	38	-
合計	91,967,667	97,568,294	97,248,089	99,391,615	109,760,010

3. 県税徴収率の推移

(1) 税目別徴収率

(単位:%)

税目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
個人県民税	92.8	93.7	94.4	94.9	95.5
法人県民税	99.1	96.1	95.8	99.5	99.4
県民税利子割	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人事業税	92.1	92.9	95.5	96.2	96.6
法人事業税	99.6	97.5	97.5	99.8	99.8
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	92.4	94.6	94.9	96.2	97.1
県たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ゴルフ場利用税	92.1	92.5	99.9	99.9	100.0
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	99.7	99.7	99.6	99.7	99.9
自動車税	98.1	98.4	98.7	98.9	99.1
鉦区税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
狩猟税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業廃棄物税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年度平均	97.0	96.9	97.1	97.9	98.4

(2) 各総合支庁・本庁の徴収率

(単位:%)

事務所	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
村山総合支庁	96.7	96.3	96.6	97.8	98.1
最上総合支庁	96.0	96.7	97.2	97.4	97.2
置賜総合支庁	95.9	96.4	96.7	97.0	97.2
庄内総合支庁	95.8	96.4	96.6	97.0	97.7
本庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年度平均	97.0	96.9	97.1	97.9	98.4

第 8 徴税費の推移

県の徴税費の 3 年間の推移は次表のとおりである。

徴税費総額は減少傾向にある。また、税収入に対する徴税費割合及び徴税吏員 1 人当たりの徴税費も低下しており、徴税費は縮小傾向にあると考えられる。

(単位：千円)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
税収入	予算額①	94,000,000	96,900,000	107,650,000		
	調定額②	97,248,089	99,391,615	109,760,010		
	収入額③	94,476,204	97,307,407	107,957,273		
徴税費	人件費	基本給	653,589	653,282	669,314	
		諸手当	時間外勤務手当	26,469	28,097	25,493
			税務特別手当	6,248	5,803	5,511
			その他の手当	290,675	286,023	301,406
			小計	323,392	319,923	332,410
		その他の人件費	291,973	293,145	305,945	
		計	1,268,954	1,266,350	1,307,669	
	旅費	4,930	4,906	3,281		
	需用費	需用費	46,010	43,985	24,920	
		通信運搬費	58,687	57,158	55,339	
		備品費	254	3,788	3,181	
		その他	220,160	228,899	12,788	
		計	325,111	333,830	96,228	
	報償費	県税徴収取扱費	1,741,624	1,701,604	1,767,956	
		納税貯蓄組合補助金	95	95	95	
		特別徴収義務者交付金	265,159	259,015	251,825	
		その他	1,978	11,261	11,705	
		計	2,008,856	1,971,975	2,031,581	
	合計④	3,607,851	3,577,061	3,438,759		
	税収入に 対する徴 税費割合	対予算額 ④/①	3.84%	3.69%	3.19%	
対調定額 ④/②		3.71%	3.60%	3.13%		
対収入額 ④/③		3.82%	3.68%	3.19%		
徴税吏 員数	吏員	183	177	176		
	嘱託・雇人等	8	13	14		
	計⑤	191	190	190		
徴税吏員 1 人当たり徴収額 ③/⑤		494,640	512,144	568,196		
徴税吏員 1 人当た り徴税費	人件費 (含旅費)	6,670	6,691	6,900		
	物件費 (含報償費)	12,220	12,136	11,199		
	計 ④/⑤	18,889	18,827	18,099		
税務事務所等数		8	8	8		

第3章 県税の個別的事項

第1 法人二税（法人県民税・法人事業税）

1. 法人二税の概要

(1) 定義・趣旨

(法人県民税)

法人県民税とは、法第4条第2項に規定された普通税（一般的な財政支出をまかなうために徴収される租税）である。法人も個人と同様、法律上、権利と義務を有する一つの人格であり、一人の県民として地域のコストを分担すべき存在であることから、課税の対象となる。

(法人事業税)

法人事業税とは、法人県民税と同様、法第4条第2項に規定された普通税である。法人はその事業活動を行うに当たって、県のインフラ等の行政サービスから便益を受けていることから、必要な経費を分担すべき存在として、課税の対象となる。上記の趣旨より、法人税における課税所得の計算上、法人事業税は法人県民税と異なり損金算入が認められている（法第38条第2項）。

なお、法人県民税並びに法人事業税については、連結納税は認められていない。

(2) 課税要件について

(法人県民税)

①納税義務者（県税条例第29条）

（○×は納税義務の有無を表す）

法人の区分		均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所を設けている法人		○	○
県内に事務所又は事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等のみを設けている法人（人格のない社団等又は公益法人等（収益事業を行っているもの）を含む）		○	×
県内に事務所又は事業所を設けている人格のない社団等又は法第25条第1項第2号に規定する公益法人等	収益事業を行っているもの	○	○
	収益事業を行っていないもの	×	×

なお、法第25条に規定された法人（法人税法に規定のある非課税独立行政法人、地方独立行政法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、国立大学法人等）及び地

方公共団体等については、県民税は非課税である。ただし、社会福祉法人、宗教法人、並びに学校法人については、収益事業を行う場合は課税対象となる。

②課税標準

○均等割

納税義務者である法人の所得金額の多少にかかわらず、一定の要件に該当する法人区分ごとに、同一の均等額を納める(法第 23 条第 1 項第 1 号)。

○法人税割

法第 23 条第 1 項第 4 号に規定する法人税額又は同項第 4 号の 2 に規定する個別帰属法人税額を課税標準として(県税条例第 41 条)、定められた税率を乗じて計算された額を納める。

③税額

○均等割

均等割額は道府県により異なるが、山形県の場合は、法第 52 条に規定された標準税率に基づく額が適用される。具体的には、下表のとおりである(県税条例第 43 条)。

ただし、実際に法人が納める額は、後述する「やまがた緑環境税」が加算された額となる。

法人の区分	税率	
(1) 次に掲げる法人 イ 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び第 29 条第 5 項に規定する公益法人等のうち、法第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハマまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及	年額	20,000 円

びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの		
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額	50,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額	130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額	540,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額	800,000円

なお、法人県民税における資本金等の額とは、法第23条第1項第4の5号に規定する額をいう。ただし、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、当該額とする（法第52条第4項～6項）。

○法人税割

法人税割の税率は、法第51条に規定された標準税率が適用されるのが原則である（県税条例第42条）。ただし、100分の4を超えない範囲で標準税率を超過する税率を設定することができる。

山形県の場合は、県税条例附則第13条に規定された税率（4%）が適用される。

ただし、資本金等の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税額が年1,000万円以下であるものについては、不均一課税を行っている（県税条例附則第13条の2）。

具体的には、下表のとおりである。

区分		納める額
資本金等の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びに投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人		法人税額×4.0%
資本金等の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超える法人	法人税額×4.0%
	法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×3.2%

(法人事業税)

①納税義務者（県税条例第 49 条）

法人事業税は、山形県に事務所又は事業所が所在する法人が行う事業に対し課される。

具体的には、下表のとおりである。

(○×は納税義務の有無を表す)

法人の区分	所得割	収入割	外形標準課税 (付加価値割 及び資本割)
普通法人（下記以外の法人や人格のない社団等で 収益事業を営むもの）	○	×	×
特別法人（医療法人、農業協同組合、信用金庫等）	○	×	×
電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人	×	○	×
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	○	×	○

なお、法第 72 条の 4 に規定された法人（法人税法に規定のある非課税独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等）については、事業税は非課税となる。また、林業、鉱業のうち掘削事業、並びに農事組合法人で農地法第 2 条第 3 項各号に掲げる要件の全てを満たしているものが行う農業は、事業税の対象とならない。

②課税標準

○所得又は収入を課税標準とするもの

・所得割（法第 72 条第 3 号）

原則として、法人税法の規定に基づき算定する課税所得（清算所得を含む）を課税標準として（県税条例第 52 条第 1 項第 1 号ハ）、定められた税率を乗じて計算された額を納める。

ただし、法第 72 条の 5 に掲げられた法人並びに人格のない社団等の事業のうち収益事業以外のものに係る所得は非課税である。また、医療法人等の一部法人については、社会保険診療等に係る収入及び経費は課税所得の計算時に算入しない。

・収入割（法第 72 条第 4 号）

納税義務者である法人のうち、電気供給業、ガス供給業、保険業を営むものについては（県税条例第 52 条第 1 項第 2 号）、収入金額を課税標準として、定められた税率を乗じて計算された額を納める。

上記法人が複数の事業をあわせて行う場合は、収入割の課税対象となる事業とその他の事業（所得割の課税対象となる事業）に区分して課税標準額と税額を計算する。

○外形標準課税

・概要・趣旨

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人については、上記の原則の例外として所得割に加え、外形標準課税がなされる。

一般に外形標準課税とは、事業所の面積、従業員数、資本金等外観から事業の規模を客観的に把握できる指標を基礎として課税する方法をいう。

そもそも法人事業税は、法人がその事業を行うに当たって県から各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にもとづく税金である。従って、必要な経費の分担という意味において、経営の効率性や経済環境等に影響される収入や所得ではなく、事業の規模を基準に課税するのが分担の公平性の観点から合理的であることから、事業の規模が比較的大きい法人に対しては、係る趣旨に基づき外形標準課税が導入されている。

法人事業税における外形標準は、付加価値及び資本金の額又は出資金の額が用いられる。

なお、収入金課税事業（電気供給業、ガス供給業、保険業）並びに公益法人等及び特別法人（協同組合、医療法人等）については、課税の対象とされていない。

・付加価値割（法第72条第1号）

付加価値額を課税標準として（県税条例第52条第1項第1号イ）、定められた税率を乗じて計算された額を納める。

ここでいう付加価値とは、法人がその事業年度において生み出した価値であり、当該価値を対価として分配した結果である報酬給与や利子等、並びに分配されず法人に残余した利益として表わされる。

具体的には、付加価値額は次の算式により計算される。

$$\text{付加価値額} = \text{収益配分額（報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料）} \\ + \text{単年度損益}$$

- ・資本割（法第 72 条第 2 号）

法人税法の規定に基づく資本金の額又は出資金の額を課税標準として（県税条例第 52 条第 1 項第 1 号ロ）、定められた税率を乗じて計算された額を納める。

③税額

課税標準に、区分ごとに定められた税率を乗じて計算した額が税額となる。

税率については、具体的には、下表のとおりである（県税条例第 54 条、附則第 13 条の 3）。

法人の種類	課税標準の区分		税率（平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
普通法人	所得のうち、年 400 万円以下の金額		3.4%
	所得のうち、年 400 万円超年 800 万円以下の金額		5.1%
	所得のうち、年 800 万円超の金額（注 2）		6.7%
特別法人	所得のうち、年 400 万円以下の金額		3.4%
	所得のうち、年 400 万円超の金額（注 2）		4.6%
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人			0.9%
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	所得割	所得のうち、年 400 万円以下の金額	1.6%
		所得のうち、年 400 万円超年 800 万円以下の金額	2.3%
		所得のうち、年 800 万円超の金額（注 3）	3.1%
	付加価値割	付加価値額	0.72%
	資本割	資本金等の額	0.3%

（注 1） 監査対象年度である平成 27 年度の税率を記載している。

（注 2） 3 以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人は、所得金額全体に当該税率が適用される。

（注 3） 3 以上の都道府県に事務所等を有する法人は、所得金額全体に当該税率が適用される。

（3）申告及び納税について

（法人県民税）

①徴収の方法

法人県民税の徴収は、申告納付と呼ばれる方法による（法第 53 条、県税条例第 44 条）。

申告納付とは、納付すべき税額の確定の一方式であり、納税者自らが行う申告によって納付税額が確定することを原則とし、申告した税額を自主的に納付する制度である。

前述のとおり、法人県民税には法人税割が含まれており、法人税割は国税である法人税額を課税標準として計算される。

②申告の種類

申告には、「確定申告」と「中間申告」がある。

確定申告とは、納税義務者である法人が、原則として定款に定められた事業年度を課税期間としてその期間内の所得を計算した申告書を提出し、納付すべき税額を確定することをいう。

中間申告とは、事業年度の期間が6ヵ月を超え、かつ、法人税の中間申告額が10万円を超える法人が、その事業年度の中間において行う申告をいう。中間申告には、前年度の法人県民税額に6を乗じ、前事業年度の月数で除した額（12ヵ月決算の場合は6/12）を基礎として行う場合（これを「予定申告」という。）と、当事業年度の中間時点において仮決算を行い半期分の課税所得を申告する場合（これを「仮決算に基づく中間申告」という。）がある。

③納税時期

申告の書類ごとの納税時期は、下表のとおりである。

申告の種類		申告と納税の時期
1. 中間申告 (事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告	法人税の中間申告書の提出期限まで (事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内)
	(2) 仮決算に基づく中間申告	
2. 確定申告		法人税の確定申告書の提出期限まで（原則として事業年度終了の日から2月以内）
3. 公共法人・公益法人等で均等割のみを課税されもの		4月30日

(法人事業税)

法人事業税の申告及び納税は、申告納付の方法に基づき行われる（法第 72 条の 24 の 12）。

具体的には、下表のとおりである。

申告の種類		納付する税額	申告と納税の時期
1. 中間申告 (事業年度が 6 月を超え、 法人税の中間 申告額が 10 万円を超える 法人)	(1) 予定申告	$\frac{\text{前事業年度の法人事業税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$	事業年度開始の日 以後 6 月を経過し た日から 2 月以内
	(2) 仮決算に 基づく中間 申告	$\text{仮決算の所得又は収入金額} \\ \times \text{税率}$	
2. 確定申告		$\text{所得又は収入金額} \times \text{税率} \\ - \text{中間納付額}$	原則として事業年 度終了の日から 2 月以内

なお、山形県以外にも事務所、事業所を有する法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル等を基準にして、事務所等が所在する都道府県ごとに所得又は収入金額を按分して計算した金額を申告し納付する。

(4) 減免措置について

(法人県民税)

知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人県民税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、法人の県民税を減免することができる（法第 61 条）。

上記に基づき、次に掲げる法人については、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を納期限までに知事に提出し、特に必要があると認められた場合、法人県民税が減免される（県税条例第 48 条の 2）。

- ① 法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等（収益事業を行うもの及び法人課税信託の引受けを行うものを除く。）
- ② 認可地縁団体（収益事業を行うもの及び法人課税信託の引受けを行うものを除く。）
- ③ 社会福祉事業又は公益事業を行う人格のない社団等

(法人事業税)

知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人の行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める法人その他特別の事情がある法人に限り、条例の定めるところにより、法人の行う事業に対する事業税を減免することができる（法第72条の49の4）。

(5) その他

(法人県民税)

①地方法人税（国税）

平成26年4月からの消費税率の引上げによって地方消費税が増収になり、地方団体間の財政力の格差が拡大することが予想されたため、平成26年度税制改正において、地方団体間の財源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るために地方交付税の財源を確保することを目的として、地方法人税が創設された（地方法人税法（平成26年法律第11号））。

地方法人税は、同改正における法人県民税法人税割の標準税率引下げ分に相当するものであり、両者は相殺されるため実質的な税負担は変わっていない。ただし、地方法人税は国税であり、今まで法人が県に納付していた法人県民税の一部が地方法人税として国に納付され、国がその税金を地方交付税として山形県を含む各地方自治体に分配する流れになった点が異なる。

②やまがた緑環境税

やまがた緑環境税は、法第4条第6項を根拠とした県独自の目的税（特定の経費に充てる目的で徴収する租税）である。荒廃が進む森林の整備や、県民参加による森づくり活動等に取り組む経費の財源を確保することを目的として、県民から広く徴収することとしている（やまがた緑環境税条例第1条）。

納税義務者は県民税均等割と同じであり、法人の場合は資本金等の額に応じ、均等割額を課税標準として、その10%相当額が下表のとおり課税される（やまがた緑環境税条例第4条）。

なお、申告並びに納税方法は、法人県民税にあわせて申告納付する取扱いとなる。

資本金等の額	1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税 額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

(法人事業税)

①地方法人特別税 (国税)

地方法人特別税とは、事業税における都道府県ごとの偏在性の強さから来る地域間の税収格差を是正するため、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から、法人事業税 (所得割、収入割) の標準税率の引き下げを行うとともに、当該引き下げ分に対応して創設された国税である。ただし、国税徴収法上は地方税扱いとなっている等、制度の運用上、事業税とほぼ同じ取扱いがなされている。

賦課徴収は県が行い、納税義務者である法人は事業税とあわせて申告納付する。

徴収された税金は、人口及び従業員数に応じて、地方法人特別譲与税として山形県を含む各地方自治体に分配されることになる。

なお、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税の規模が 1 / 3 縮小され、法人事業税に復元されている。この場合、地方法人特別税の縮小分に対応する金額が地方税である法人事業税に復元されているということになるので、納税者から見た場合、両者は相殺されるため実質的な税負担は変わっていない。

2. 本県の状況

(1) 直近 3 年間の調定額等の推移

(法人県民税)

(単位：千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	4, 112, 749	4, 739, 758	4, 278, 895
	収入済額 (b)	4, 105, 069	4, 729, 181	4, 271, 246
	不納欠損額 (c)	479	385	1, 049
	収入未済額 (a-b-c)	7, 201	10, 191	6, 600
	徴収率 (b/a)	99. 8	99. 8	99. 8
滞納繰越分	調定額 (a)	179, 083	113, 836	22, 040
	収入済額 (b)	7, 273	98, 759	5, 353
	不納欠損額 (c)	4, 498	3, 146	2, 648
	収入未済額 (a-b-c)	167, 313	11, 931	14, 040
	徴収率 (b/a)	4. 1	86. 8	24. 3
合計	調定額 (a)	4, 291, 832	4, 853, 594	4, 300, 936
	収入済額 (b)	4, 112, 342	4, 827, 940	4, 276, 599
	不納欠損額 (c)	4, 976	3, 531	3, 697
	収入未済額 (a-b-c)	174, 514	22, 122	20, 640
	徴収率 (b/a)	95. 8	99. 5	99. 4

(法人事業税)

(単位：千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	13,460,966	15,310,252	17,418,925
	収入済額 (b)	13,452,274	15,298,611	17,411,714
	不納欠損額 (c)	3	-	668
	収入未済額 (a-b-c)	8,689	11,641	6,544
	徴収率 (b/a)	99.9	99.9	99.9
滞納繰越分	調定額 (a)	342,225	220,723	33,617
	収入済額 (b)	10,631	193,551	5,115
	不納欠損額 (c)	1,452	4,707	3,806
	収入未済額 (a-b-c)	330,143	22,465	24,696
	徴収率 (b/a)	3.1	87.7	15.2
合計	調定額 (a)	13,803,191	15,530,974	17,452,542
	収入済額 (b)	13,462,904	15,492,162	17,416,829
	不納欠損額 (c)	1,455	4,707	4,474
	収入未済額 (a-b-c)	338,831	34,106	31,240
	徴収率 (b/a)	97.5	99.8	99.8

(2) 総合支庁別の調定額等

(法人県民税)

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	2,765,262	2,760,944	296	4,021	99.8
	繰越	170,922	4,421	2,605	163,896	2.6
最上	現年	137,533	137,011	-	522	99.6
	繰越	1,360	475	106	779	34.9
置賜	現年	572,036	570,811	74	1,151	99.8
	繰越	4,590	1,861	1,112	1,616	40.6
庄内	現年	637,919	636,303	109	1,507	99.7
	繰越	2,211	516	674	1,022	23.3
合計	現年	4,112,749	4,105,069	479	7,201	99.8
	繰越	179,083	7,273	4,498	167,313	4.1

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	3,093,457	3,085,378	321	7,759	99.7
	繰越	107,240	97,022	2,219	7,999	90.5
最上	現年	158,918	158,226	20	672	99.6
	繰越	1,301	197	132	972	15.1
置賜	現年	682,378	681,016	22	1,340	99.8
	繰越	2,767	847	623	1,297	30.6
庄内	現年	805,005	804,562	23	421	99.9
	繰越	2,528	694	172	1,662	27.4
合計	現年	4,739,758	4,729,181	385	10,191	99.8
	繰越	113,836	98,759	3,146	11,931	86.8

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	2,872,019	2,867,060	528	4,430	99.8
	繰越	15,677	3,719	1,085	10,873	23.7
最上	現年	122,421	121,467	48	906	99.2
	繰越	1,644	324	97	1,223	19.7
置賜	現年	519,904	518,345	362	1,197	99.7
	繰越	2,637	800	879	957	30.3
庄内	現年	764,551	764,375	110	66	99.9
	繰越	2,083	510	587	986	24.5
合計	現年	4,278,895	4,271,246	1,049	6,600	99.8
	繰越	22,040	5,353	2,648	14,040	24.3

(法人事業税)

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	9,446,978	9,444,998	-	1,980	99.9
	繰越	333,542	7,558	466	325,518	2.3
最上	現年	354,673	354,562	-	111	99.9
	繰越	292	292	-	-	100.0
置賜	現年	1,703,221	1,699,124	-	4,097	99.8
	繰越	5,964	2,586	981	2,397	43.4
庄内	現年	1,956,094	1,953,590	3	2,501	99.9
	繰越	2,427	195	5	2,227	8.0
合計	現年	13,460,966	13,452,274	3	8,689	99.9
	繰越	342,225	10,631	1,452	330,143	3.1

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	10,300,448	10,291,256	-	9,192	99.9
	繰越	209,412	188,026	4,700	16,685	89.8
最上	現年	433,376	433,370	-	6	99.9
	繰越	111	111	-	-	100.0
置賜	現年	2,068,276	2,065,885	-	2,390	99.9
	繰越	6,494	5,164	6	1,323	79.5
庄内	現年	2,508,152	2,508,099	-	53	99.9
	繰越	4,707	250	-	4,457	5.3
合計	現年	15,310,252	15,298,611	-	11,641	99.9
	繰越	220,723	193,551	4,707	22,465	87.7

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	11,898,726	11,893,323	-	5,402	99.9
	繰越	25,389	3,837	54	21,499	15.1
最上	現年	415,730	415,012	-	717	99.8
	繰越	5	5	-	-	100.0
置賜	現年	1,992,396	1,991,304	668	424	99.9
	繰越	3,713	910	1,400	1,404	24.5
庄内	現年	3,112,075	3,112,075	-	-	100.0
	繰越	4,510	363	2,353	1,793	8.1
合計	現年	17,418,925	17,411,714	668	6,544	99.9
	繰越	33,617	5,115	3,807	24,696	15.2

3. 実施した手続き

法人県民税及び法人事業税について、申告受付、減免等の事務が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性が確保されているか等について、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

(1) 法人二税の事務処理について

「税務事務標準事務処理工程集」(平成 22 年 3 月)において、申告等の事務処理における照合作業が定められており、例えば、システム上の申告書データの正確性については、システムから出力される申告書入力情報リストと申告書等との照合を行うことで担保されるようになっている。

ただし、この照合作業をどのような態勢で実施するかまでは、具体的に示されていない。各総合支庁でのヒアリング及び資料閲覧の結果、現場での運用状況は下記のとおりであり、ばらつきが見られた。

- ・ヒアリングによると、担当者が一次チェックを行い、上席者が二次チェックを行っていることとされており、検証者の検印があるケースも一部ではあるが見受けられたが、証跡としては単なるチェックマークしか残っていないことが多かった。一方で、検証者によってチェックマークにそれぞれ別の色を付け、2種類の色のチェックマークが付されているケースもあった。いずれにせよ、誰がチェックを行ったのか、本当に複数の目で相互チェックされているのかまでは十分確認できない状況であった。

- ・誰がチェックを行い、誰が検証するかの役割分担は、文書化されているわけではなく、県として統一的な指針も特段策定されていない。従って、検証態勢が適切に機能するかどうかは各総合支庁の現場に依存している状況であり、そのレベル感も不統一である可能性がある。

(事務処理の事後検証に係る態勢について)

税務に係る事務処理は、その件数が膨大であり、かつ人員や時間の制約も存在することから、より効率的かつ正確な業務の実施が要求される一方、業務が繁忙で人的・時間的制約が強い時期等は、入力担当者以外のチェックが入らず処理の誤りや漏れが生じるリスクは高いものと考えられる。

このような状況の中で誤りや漏れを看過することなく適切に業務を実施するために、ミスの防止の観点だけでなく、事後的な検証を有効に執り行い、適時に誤りや漏れを発見してそれを是正するという観点での態勢をより有効に機能させることが望ましい。【意見】

例えば、次のような対応が考えられる。

- ・チェックの対象とした書類（上の例で言うと申告書入力情報リスト）に検印を押す、又は役割分担ごとにチェック証跡のルールを文書化し、それに従ってチェックマークを付す等、事前に定められた担当者が実際にチェックを行ったという証跡を残す。
- ・定期事務検査の中で、役割分担が適切に定められていることの確認や、チェック証跡のサンプルテストを実施し、ダブルチェックが機能していることを確かめる手続を実施する等、各総合支庁の現場において上記の対応が適切に行われているかどうかについて定期的に確認する。

(2) 電話照会等対応事務について

申告書や明細書の記載について不明点や疑義がある場合等において、担当者は追加の資料を求めたり電話等での照会を行うことになるが、各総合支庁でのヒアリング及び資料閲覧の結果、その顛末の記録方法が担当者によってまちまちであるという印象を持った。

また、文書化のレベル感も差異があり、誰が、いつ、どのように対応して、結果どうなったかの情報が記載されているケースとしないケースが混在していた。

さらに、顛末の記録が十分なされていたとしても、それは当該年度の中だけで完結しており、将来にわたって引き継いでいく必要があるような情報であっても、当該年度の書類が保存されてしまうと、次の年度では前年に何が合ったか適時に把握

できない。担当者が変わった場合は、情報の引継ぎが十分実施されないリスクがあるものと考えられる。

(検出事項や引継ぎ事項の文書化について)

検証や調査の検出事項については、その顛末を十分に文書化するとともに、次年度へ引継ぎが必要な事項については、コピーを次年度の書類に添付するか引継簿を作成してとじ込み管理する等、情報の記録、整理保管を適切に行うことが望ましい。

【意見】

文書化すべき情報としては、例えば、次のような事項が考えられる。

- ・ 対応者名
- ・ 調査日、完了日等の日付
- ・ 調査内容
- ・ 相手からの回答等
- ・ 解決したか否かの結論
- ・ 事後的なフォローが必要なものについては、フォロー計画と実施結果
- ・ 上席者による確認日、確認者名

第2 個人県民税

1. 個人県民税の概要

(1) 定義・趣旨

個人県民税とは、法第4条第2項に規定された普通税である。県に居住している、又は事務所や家屋敷を所有している個人は、住民として地域のコストを分担すべき存在であることから、課税の対象となる。

個人県民税は、後述のとおり、原則として市町村民税と一括して市町村が徴収するものであり(法第41条第1項)、納税者側から見たときに、あわせて「住民税」として扱われることが多い。

(2) 課税要件について

①納税義務者

- ・県内に住所を有する個人(法第24条第1項第1号、県税条例第29条第1項第1号)

当該個人は、均等割及び所得割の対象となる。

- ・県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者(法第24条第1項第2号、県税条例第29条第1項第2号)

当該個人は、均等割の対象となる。

②課税標準

○均等割

均等割とは、納税義務者である県民個人の所得金額の多少にかかわらず、同一の均等額を納める税金である(法第23条第1項第1号)。

○所得割

所得割は、納税義務者である個人の前年度の所得に対して、定められた税率を乗じて計算された額を納める(法第23条第1項第2号)。

従って、所得割の課税標準は課税所得額、すなわち所得税法及びその他の所得税に関する法令が規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定されることになる(県税条例第32条)。

③税額

○均等割

納税義務者である個人につき、年額1,000円(県税条例第36条)。

ただし、後述のやまがた緑環境税として年額1,000円、及び防災費用のための

臨時特例分として年額 500 円が課されるため（県税条例附則第 22 条の 2）、実際に納付する額は合計 2,500 円となる。

○所得割

次の算式によって計算される（県税条例第 34 条第 1 項、第 34 条の 2、第 34 条の 3、第 35 条、第 35 条の 2）。

$$(\text{前年の課税総所得金額等の合計額} - \text{所得控除額}) \times 4/100 - \text{税額控除額}$$

(3) 申告及び納税について

①納税の方法

個人県民税の納税は、賦課徴収と呼ばれる方法による。

賦課徴収とは、納付すべき税額の確定の一方式であり、課税主体である県が納付税額を決定し、当該税額を納税義務者に通知する制度である。納税義務者は、当該通知に基づき申告並びに納税することになる。

個人県民税の賦課徴収は、原則として、県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとされている（法第 41 条第 1 項、県税条例第 37 条の 2）。

②徴収の種類

徴収には、「普通徴収」と「特別徴収」がある。

普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう（法第 1 条第 1 項第 7 号）。

特別徴収とは、地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう（法第 1 条第 1 項第 9 号）。

例えば、納税義務者である個人が給与所得者である場合、当該個人が勤める法人等が当該個人に代わり、毎月の給与から個人住民税を引き去り、納入するのが特別徴収である。この場合の当該法人等は、「特別徴収義務者」（法第 1 条第 1 項第 10 号）という。

③納税時期

給与所得者は 6 月から翌年 5 月まで 12 回に分けて毎月の給与から、公的年金受給者は 4・6・8・10・12・2 月の 6 回に分けて公的年金から特別徴収の方法により納付する。

事業所得者等以外は、市町村から送付される納税通知書により、原則として 6・8・10・1 月の 4 期に分けて納付する。

(4) 減免措置について

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人県民税についても当該市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとみなされる（法第45条）。

(5) その他

① 県民税利子割

県民税利子割とは、企業又は金融機関等から預貯金等の利子の支払を受ける時に課せられる税金である。

預貯金等の利子には、下表に掲げる金融商品等の利子が含まれる。

普通預貯金・定期預貯金
定期積金
外貨建預貯金
公社債
合同運用信託
公社債投資信託
公社債等運用投資信託
抵当証券
金貯蓄（投資）口座
一時払養老保険
一時払損害保険
懸賞金付預貯金等の懸賞金

納税義務者は当該利子の支払を受ける個人で、利子割の課税標準は、支払を受けべき利子等の額となる（法第71条の5、県税条例第48条の3第1項）。

税額は、当該利子等の額の5%（この他に所得税（国税）が15%課税されるので、あわせて20%）であり（法第71条の6、県税条例第48条の4）、特別徴収の方法により納める（法第71条の9、県税条例第48条の6）。

ただし、下表の利子等は所得税が非課税のため、県民税も課税されない。

遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている個人等	少額預金非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（特別マル優） ・・・元利合計350万円までの利子等
55才未満の勤労者の個人	財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄 ・・・元利合計550万円までの利子等

特別徴収義務者である金融機関等は、1ヵ月間に特別徴収した額を翌月10日までに申告して納付する（法第71条の10、県税条例第48条の7、8）。

また、県に納められた県民税利子割のうち59.4%は、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額に按分して交付される（法第71条の26、県税条例第48条の11）。

②県民税配当割

県民税配当割とは、上場企業又は金融機関等から特定配当等の支払を受ける時に課せられる税金である。

特定配当とは、下表に掲げる配当等をいう。

- ・上場株式等の配当等
- ・投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- ・特定投資法人の投資口の配当等
- ・特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- ・特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金

納税義務者は当該特定配当等の支払を受ける個人で、当該特定配当等の支払を受ける日（源泉徴収選択口座内配当等については、支払を受ける日の属する年の1月1日）現在において県内に住所を有する者である。配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額となる（法第71条の27、県税条例第48条の12）。

税額は、当該特定配当等の額の5%（この他に所得税（国税）が15%課税されるため（注）、あわせて20%）であり（法第71条の28、県税条例第48条の13）、特別徴収の方法により納める（法第71条の30、県税条例第48条の14）。

また、平成26年1月から少額投資非課税制度（NISA）が開始され、年間120万円までの株式投資や投資信託に係る配当金・売買益等が最長5年間非課税となる。

特別徴収義務者である金融機関等は、1ヵ月間に特別徴収した額を翌月10日までに申告して納付する（法第71条の31、県税条例第48条の15、16）。

また、県に納められた県民税利子割のうち59.4%は、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額に按分して交付される（法第71条の47、県税条例第48条の25）。

③県民税株式譲渡所得割

県民税株式譲渡所得割とは、証券会社や金融機関等が設定する源泉徴収選択口座（特定口座）内で取引された株式等（特定株式等）の譲渡所得（譲渡益）に課せられる税金である。

納税義務者は当該譲渡所得の支払を受ける個人で、当該譲渡所得の支払を受ける

日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者である。株式譲渡所得割の課税標準は、支払を受けるべき特定株式等の譲渡所得金額となる（法第71条の48、県税条例第48条の19）。

税額は、当該譲渡所得金額の5%（この他に所得税（国税）が15%課税されるため（注）、あわせて20%）であり（法第71条の49、県税条例第48条の20）、特別徴収の方法により納める（法第71条の50、県税条例第48条の21）。

特別徴収義務者である特定口座を管理する証券会社等は、1年間に特別徴収した額を、一括して翌年1月10日までに申告して納付する（法第71条の51、県税条例第48条の22、23）。

また、県に納められた県民税利子割のうち59.4%は、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額に按分して交付される（法第71条の67、県税条例第48条の25）。

④やまがた緑環境税

やまがた緑環境税は、法第4条第6項を根拠とした県独自の目的税（特定の経費に充てる目的で徴収する租税）である。荒廃が進む森林の整備や、県民参加による森づくり活動等に取り組む経費の財源を確保することを目的として、県民から広く徴収することとしている（やまがた緑環境税条例第1条）。

納税義務者は県民税均等割と同じであり、税額は年1,000円（やまがた緑環境税条例第3条）。個人県民税とあわせて普通徴収又は特別徴収の方法により納付される。

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税×2.1%）が課税される。

2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	31,358,048	31,525,669	31,939,226
	収入済額 (b)	30,975,478	31,187,748	31,603,496
	不納欠損額 (c)	1,244	676	824
	収入未済額 (a-b-c)	381,326	337,246	334,907
	徴収率 (b/a)	98.8	98.9	98.9
滞納繰越分	調定額 (a)	1,825,589	1,692,952	1,508,581
	収入済額 (b)	364,464	345,198	345,061
	不納欠損額 (c)	171,153	179,594	154,997
	収入未済額 (a-b-c)	1,289,972	1,168,160	1,008,523
	徴収率 (b/a)	20.0	20.4	22.9
合計	調定額 (a)	33,183,637	33,218,621	33,447,807
	収入済額 (b)	31,339,942	31,532,946	31,948,557
	不納欠損額 (c)	172,397	180,269	155,821
	収入未済額 (a-b-c)	1,671,299	1,505,405	1,008,523
	徴収率 (b/a)	94.4	94.9	95.5

(2) 総合支庁別の調定額等

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	15,716,586	15,505,955	976	209,655	98.7
	繰越	908,586	182,347	92,102	634,137	20.1
最上	現年	1,688,695	1,668,356	44	20,295	98.8
	繰越	89,569	18,613	14,147	56,809	20.8
置賜	現年	5,228,149	5,168,426	82	59,641	98.9
	繰越	311,088	64,468	16,915	229,705	20.7
庄内	現年	7,031,066	6,939,189	141	91,736	98.7
	繰越	516,346	99,036	47,988	369,322	19.2
合計	現年	29,664,496	29,281,925	1,244	381,326	98.7
	繰越	1,825,589	364,464	171,153	1,289,972	20.0

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	15,760,061	15,596,870	565	162,626	99.0
	繰越	850,672	175,441	88,529	586,703	20.6
最上	現年	1,683,962	1,663,372	-	20,590	98.8
	繰越	77,325	14,833	11,223	51,269	19.2
置賜	現年	5,200,762	5,143,626	43	57,093	98.9
	繰越	288,806	57,538	19,059	212,209	19.9
庄内	現年	7,017,795	6,920,790	67	96,938	98.6
	繰越	476,148	97,386	60,783	317,979	20.5
合計	現年	29,662,580	29,324,659	675	337,246	98.9
	繰越	1,692,952	345,198	179,594	1,168,160	20.4

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	16,219,385	16,053,051	343	165,992	99.0
	繰越	754,677	167,992	74,200	512,485	22.3
最上	現年	1,664,230	1,634,094	85	30,051	98.2
	繰越	72,077	16,203	7,019	48,856	22.5
置賜	現年	5,286,156	5,234,091	261	51,804	99.0
	繰越	267,691	58,436	25,000	184,255	21.8
庄内	現年	7,019,551	6,932,357	135	87,060	98.8
	繰越	414,135	102,431	48,778	262,927	24.7
合計	現年	30,189,323	29,853,592	824	334,907	98.9
	繰越	1,508,581	345,061	154,997	1,008,523	22.9

3. 実施した手続き

個人県民税について、市町村の課税状況報告、調定等の事務が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性が確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

(1) 給与特別徴収について

平成 27 年度における給与特別徴収の実施状況を調査したところ、県下の市町村の平均実施率（給与所得者に対する特別徴収対象者の割合）は 89.7%であった。

また、市町村別でも大きなばらつきはなく、80%未満の団体の該当はなかった。これは、全国平均（78.5%）と比較すると高い水準にあると言える。

県では、平成 24 年度から 26 年度にかけて、税務行政の重点実施事項として、アクションプランに基づく特別徴収の徹底の取組を行っており、その成果が表れているものと推察される。

一方で、県外に本拠を有する事業者に対しては、指導や啓もう活動には限界があるものの、係る事業者に雇用される納税義務者について特別徴収の実施を促進することが今後の課題である。

(2) 個人県民税の賦課・徴収事務について

個人県民税の賦課・徴収事務は、原則として、当該県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとされており（法第 41 条第 1 項）、県の財源ではあるものの、基本的に賦課・徴収事務は市町村が実施して県はその報告を受ける立付けとなっている。

また、県の徴税吏員は、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係る賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、質問や帳簿書類等の提示若しくは提出を求めることができるとされているもの（法第 26 条第 1 項）、上記に個人県民税は含まれておらず、いわゆる徴税吏員の質問調査権の規定がない。

従って、県としては、制度上、個人県民税の賦課徴収事務に係る適正な執行に関して積極的に関与していく立場になく、結果としてその適正性の担保を市町村に依存している状況にあるのが事実である。

しかし、県の財源としての個人県民税の金額的重要性は高く、平成 27 年度の調定額ベースで全体の 3 割を占めている。また、一般的に言って、各地方公共団体の事務手続のレベル感はまちまちであるのが常であり、予算規模の小さい団体ほど職員数も少なく、内部けん制の仕組みが脆弱であるリスクや、納税義務者の網羅的捕捉が十分できていないリスクが想定される。さらに、個人県民税の徴収率（調定額に占める収入済額の割合）は 95.25%と高く、既に捕捉された納税義務者からは高い割合で税が納付されていることは理解できるが、そもそも納税義務者を網羅的に捕捉できているかどうかについては現状、県はそのデータを有していない。

そうであれば、上述の制度上の限界は十分理解できるものの、だからと言ってノータッチで済ますのではなく、県税が網羅的に賦課徴収されている心証を自ら得るための何らかのアクションを検討する必要はないのか、というのが一県民としての素朴な疑問である。

納税は県民の義務であるがゆえに、その事務の執行に当たっては、公平性の観点から適正に実施されているかどうか求められる。この場合の公平性とは、「同じ義務を有する者同士で義務の履行に差があるべきではない」ということであり、すなわち、納税義務者の網羅性を（事務の効率性が許容する範囲内で）いかに担保するかが重要な論点となる。

（納税義務者の網羅性の担保状況に係る情報収集について）

最も重要な財源のひとつである個人県民税について、制度上の限界は踏まえつつも、納税義務者を適確に把握するため、各市町村との担当者ベースのコミュニケーションの機会を有効に活用する等、各市町村の実態把握のための情報収集を継続的に行うことが望まれる。【意見】

第3 個人事業税

1. 個人事業税の概要

(1) 定義・趣旨

個人事業税とは、個人県民税と同様、法第4条第2項に規定された普通税である。
県に居住している、又は事務所や家屋敷を所有している個人は、その事業活動を行うに当たって、県のインフラ等の行政サービスから便益を受けていることから、必要な経費を分担すべき存在として、課税の対象となる。

(2) 課税要件について

①納税義務者（県税条例第49条第2項）

県内に事務所・事業所を有し、下表の事業を行っている個人が対象となる。

区分	事業の種類
第1種事業 (37業種)	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第3種を除く）、演劇興行業、遊戯場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、冠婚葬祭業、案内場業
第2種事業 (3業種)	畜産業（農業に付随するものを除く）、水産業、薪炭製造業
第3種事業 (30業種)	医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業、装蹄師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業

②課税標準

原則として、所得税法の規定に基づき算定する前年度の所得（不動産所得及び事業所得）を課税標準として、定められた税率を乗じて計算された額を納める（県税条例第62条の2）。

ただし、医業等を営む一部の個人については、社会保険診療等に係る収入及び経費は事業所得の計算時に算入しない（法第72条の49の12）。

③税額

課税標準に下表の税率（県税条例第 62 条の 4）を乗じた金額を納める。

区分	税額
第 1 種事業	課税所得金額× 5 / 100
第 2 種事業	課税所得金額× 4 / 100
第 3 種事業	課税所得金額× 5 / 100
あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道 整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業	課税所得金額× 3 / 100

（注）課税所得金額＝総収入金額－必要経費－繰越控除額等－事業主控除額
（年 290 万円を限度とする）

（3）申告及び納税について

①納税の方法

8 月 16 日～同月 31 日（第 1 期）までと 11 月 16 日～同月 30 日（第 2 期）までの年 2 回にわけて納付する（県税条例第 63 条第 1 項）。ただし、税額が 1 万円以下の場合は、第 1 期で納付する。

なお、個人事業税の納付に当たっては、口座振替を利用することができる。

②徴収の種類

個人が行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による（県税条例第 62 条の 5）。

原則として、個人事業税の納税義務者で、所得が事業主控除を超えるものは、申告書を知事に提出しなければならない。

ただし、年の途中で事業を廃止した場合は、事業廃止後 1 ヶ月以内（死亡による廃止のときは、死亡した日から 4 ヶ月以内）に個人事業税の申告をする必要がある（県税条例第 64 条第 1 項）。所得税の確定申告や個人県民税の申告をした個人は、個人事業税の申告があったものとみなされ、県が納税義務者たる個人の所得税の確定申告等から納付すべき税額を確定し、納税通知書が当該個人へ送付され、納付されることとなる。

（4）減免措置について

知事は、天災その他特別の事情がある場合において個人が行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、個人事業税を減免することができる（法第 72 条の 62）。

上記に基づき、次に掲げる者については、減免を受けようとする事由を証明する書

類を添付した申請書を納期限までに知事に提出し、特に必要があると認められた場合、個人県民税が減免される（県税条例第 67 条の 2）。

- ①災害の被災者で、法第 72 条の 49 の 12 第 8 項に規定する被災事業用資産の損害額が、その資産の価格の 2 分の 1 以上であり、かつ、課税標準が 1,000 万円以下であるもの
- ②災害の被災者で、住宅又は家財について災害により受けた損害の金額が甚大であり、かつ、前年中の合計所得金額等が 500 万円以下であるもの
- ③生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により生活扶助を受けている者

2. 本県の状況

(1) 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	952,205	978,518	1,034,401
	収入済額 (b)	944,720	969,365	1,024,595
	不納欠損額 (c)	1	2	1
	収入未済額 (a-b-c)	7,484	9,150	9,805
	徴収率 (b/a)	99.2	99.1	99.1
滞納繰越分	調定額 (a)	46,654	38,289	33,830
	収入済額 (b)	9,220	8,692	7,496
	不納欠損額 (c)	6,431	4,857	4,269
	収入未済額 (a-b-c)	31,003	24,740	22,064
	徴収率 (b/a)	19.8	22.7	22.2
合計	調定額 (a)	998,859	1,016,806	1,068,231
	収入済額 (b)	953,941	978,057	1,032,091
	不納欠損額 (c)	6,431	4,859	4,271
	収入未済額 (a-b-c)	38,487	33,891	31,869
	徴収率 (b/a)	95.5	96.2	96.6

(2) 総合支庁別の調定額等

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	542,031	536,197	0	5,835	98.9
	繰越	29,058	7,432	2,208	19,418	25.6
最上	現年	71,557	70,754	-	803	98.9
	繰越	3,284	358	-	2,925	10.9
置賜	現年	160,067	159,507	-	560	99.7
	繰越	11,398	1,203	2,356	7,839	10.6
庄内	現年	178,550	178,262	-	287	99.8
	繰越	2,915	227	1,867	820	7.8
合計	現年	952,205	944,720	1	7,484	99.2
	繰越	46,654	9,220	6,431	31,003	19.8

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	560,473	553,030	-	7,443	98.7
	繰越	25,220	6,877	3,223	15,120	27.3
最上	現年	72,634	72,558	-	75	99.9
	繰越	3,728	90	666	2,972	2.4
置賜	現年	160,496	159,622	-	874	99.5
	繰越	8,399	1,574	850	5,976	18.7
庄内	現年	184,915	184,155	2	759	99.6
	繰越	942	152	118	672	16.1
合計	現年	978,518	969,365	2	9,150	99.1
	繰越	38,289	8,692	4,857	24,740	22.7

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	583,106	575,160	-	7,945	98.6
	繰越	22,531	5,484	2,448	14,599	24.3
最上	現年	79,434	78,853	1	581	99.3
	繰越	3,048	190	181	2,677	6.2
置賜	現年	171,024	169,925	-	1,098	99.4
	繰越	6,821	983	1,377	4,460	14.4
庄内	現年	200,838	200,656	1	181	99.9
	繰越	1,431	839	264	328	58.6
合計	現年	1,034,401	1,024,595	1	9,805	99.1
	繰越	33,830	7,496	4,269	22,064	22.2

3. 実施した手続き

申告受付、減免等の事務が規則等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、減免は公平性が確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

4. 監査の結果

平成 27 年度の調定事務に係る資料を閲覧し、サンプルベースで個人事業税台帳とその添付資料を確認し、賦課、減免事務ともに定められた手続きが規則に基づき適正に処理されていたことを確認した。

現在、税額を納付する手段は、現金での払込のみならず多岐にわたっており、県は納税者の利便性を向上することで納期内での納付率を高めるため、納付手段の多角化を推進している。個人事業税においては口座振替やコンビニ収納の制度が活用されており、全体の納付率は概ね 8 割超と高い水準にあるが、近年は頭打ちの状況にある。

個人事業税の納期内納付率の推移は下表のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
納期内納付額 (千円)	671,806	704,123	812,044	824,456	877,461
納期内納付率 (%)	84.3	86.2	85.3	84.3	84.8
うち口座振替 (千円)	312,876	320,826	363,344	381,995	411,553
利用率 (%)	46.6	45.6	44.7	46.3	46.9
うちコンビニ収納 (千円)	22,645	31,807	44,768	56,216	68,130
利用率 (%)	3.4	4.5	5.5	6.8	7.8

口座振替は県にとって納期内納付の確実性が高い納付手段であり、県の財政運営の適正化の観点から利用率が高いことが望ましいが、利用率は全体の半分弱であり、23年度から25年度は低下傾向を示すなど、右肩下がりに転じるリスクも考えられる。

コンビニ収納は、納税義務者にとっては手軽であり、より納付手続の利便性を増すことが見込まれ、納期内納付の確実性を高めることに寄与すると考えられる。利用率はまだ低いものの増加傾向にあり、全体の納期内納付率の維持を下支えしているように見受けられる。

このように、口座振替やコンビニ収納といった多角的な納付手段によって、個人事業税の納期内納付率が維持されている状況にあるものの、両者の利用率は全体の半分強にとどまっており、まだ十分に高いとまでは言えないことから、これらの制度を利用していない他の納税義務者に対しても、パンフレットの配布や説明会の実施等を通じて、制度の周知と活用へのアピールを継続していく必要があると考える。

第4 不動産取得税

1. 不動産取得税の概要

(1) 定義・趣旨

不動産取得税は、不動産の取得に対して課税されるものである。

「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することをいい、有償、無償を問わず、売買、交換、贈与、寄付、現物出資等のほか、建築等の原始取得、相続等の承継取得等を原因とするものをいう。

市町村が毎年課税する固定資産税と異なり、不動産を取得した時に一度だけ納めるものである。

(2) 課税要件について

①納税義務者

不動産所有権の取得者（法第73条の2第1項）。個人、法人の別を問わない。
ただし、次のような不動産の取得については非課税となる。

- ・相続による取得
- ・法人の合併又は一定の分割により取得した不動産
- ・宗教法人が専らその本来の用に供するために取得した境内建物及び境内地
- ・学校法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供するために取得した不動産
- ・社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供するために取得した一定の不動産
- ・社会福祉法人等が障害福祉サービス事業の用に供するために取得した一定の不動産

②課税標準

課税標準は原則として、取得時における不動産の価格すなわち適正な時価とされる（法第73条第5号）。ここでいう適正な時価とは、不公正な取引による値引き、値上げを排した時価であり、実際の売買契約額や建設工事代金等とは関係ない。

具体的には、市町村の固定資産課税台帳に価格が登録されている場合には、当該価格を用いる（法第73条の21第1項）。ただし、家屋を新築した場合など固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合や増改築、損壊、地目の変換等で固定資産課税台帳の価格によることが適当でない場合には、県又は市町村が固定資産評価基準によって評価、決定した価格を用いる（法第73条の21第2項）。

③税額

不動産の価格（課税標準額） × 税率 = 納める額（税額）

税率は、取得した不動産の区分により、次表の税率が適用される。

区分	税率
住宅以外の家屋	4%
土地及び住宅	3%

なお、平成 30 年 3 月 31 日までに取得した宅地等については、不動産の価格（課税標準額）が 2 分の 1 に軽減される。

(3) 申告及び納税について

①申告

不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から 10 日以内に申告しなければならない（法第 73 条の 18、県税条例第 74 条第 1 項）。

②納税

総合支庁から送付される納税通知書により定められた期限までに納める。

(4) 減免措置について

住宅や住宅用土地を取得した場合には、次のような軽減措置がある。

区分	要件	軽減内容														
住宅の新增改築、建売住宅の購入	床面積（増築の場合は増築後の総床面積）が 50 m ² 以上（戸建以外の貸家住宅は 40 m ² 以上）240 m ² 以下であること	1 戸につき 1,200 万円を住宅の価格から控除 (注)「認定長期優良住宅」を平成 21 年 6 月 4 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得した場合は 1,300 万円														
耐震基準に適合している中古住宅の取得	次の要件すべてを満たす住宅を取得した場合 ①自己の居住の用に供するものであること ②床面積が 50 m ² 以上 240 m ² 以下であること ③次のいずれかの要件に該当するものであること ア. 昭和 57 年 1 月 1 日以降に新築されたもの イ. 耐震基準に適合していることが証明されているもの	1 戸につき一定の額を住宅の価格から控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅が新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 9 年 4 月 1 日以降</td> <td>1,200 万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 60 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 31 日</td> <td>450 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 60 年 6 月 30 日※</td> <td>420 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 51 年 1 月 1 日から昭和 56 年 6 月 30 日※</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 48 年 1 月 1 日から昭和 50 年 12 月 31 日※</td> <td>230 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅が新築された日	控除額	平成 9 年 4 月 1 日以降	1,200 万円	平成元年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日	1,000 万円	昭和 60 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 31 日	450 万円	昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 60 年 6 月 30 日※	420 万円	昭和 51 年 1 月 1 日から昭和 56 年 6 月 30 日※	350 万円	昭和 48 年 1 月 1 日から昭和 50 年 12 月 31 日※	230 万円
住宅が新築された日	控除額															
平成 9 年 4 月 1 日以降	1,200 万円															
平成元年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日	1,000 万円															
昭和 60 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 31 日	450 万円															
昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 60 年 6 月 30 日※	420 万円															
昭和 51 年 1 月 1 日から昭和 56 年 6 月 30 日※	350 万円															
昭和 48 年 1 月 1 日から昭和 50 年 12 月 31 日※	230 万円															

		昭和 39 年 1 月 1 日から 昭和 47 年 12 月 31 日※	150 万円	
		昭和 29 年 7 月 1 日から 昭和 38 年 12 月 31 日※	100 万円	
		※昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された住宅は、要件欄③のイに該当するものに限る。		
耐震基準に適合していない中古住宅の取得	次の要件すべてを満たす耐震基準不適合既存住宅を取得した場合 ①個人が取得したものであること ②床面積が 50 m ² 以上 240 m ² 以下であること ③当該住宅の取得後 6 ヶ月以内に、次の 3 つをすべて完了させること ア. 当該住宅に耐震改修を行うこと イ. 耐震基準に適合することについて証明を受け、その証明書を県に提出すること ウ. 耐震改修後に、取得者が自己の居住の用に供すること	1 戸につき一定の額を住宅の価格から控除		
		住宅が新築された日	控除額	
		昭和 56 年 7 月 1 日から 昭和 60 年 6 月 30 日	420 万円	
		昭和 51 年 1 月 1 日から 昭和 56 年 6 月 30 日	350 万円	
		昭和 48 年 1 月 1 日から 昭和 50 年 12 月 31 日	230 万円	
		昭和 39 年 1 月 1 日から 昭和 47 年 12 月 31 日	150 万円	
		昭和 29 年 7 月 1 日から 昭和 38 年 12 月 31 日	100 万円	
新築住宅用土地の取得	次のいずれかの要件を満たす住宅用土地を取得した場合 ①土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合 ア. 土地の取得者が、特例適用住宅が新築されるまで引き続きその土地を所有している場合	次のいずれか高い方の金額を土地の税額から控除 A. 45,000 円 B. 土地の 1 m ² 当たりの価格※×住宅の床面積の 2 倍（1 戸当たり 200 m ² が限度）× 3 % (注)「土地の 1 m ² 当たりの価格」は、土地の取得が平成 30 年 3 月 31 日までに行		

	イ. 土地の取得者からその土地を取得した方が特例適用住宅を新築した場合 ②特例適用住宅を新築した者が住宅新築後1年以内にその敷地を取得した場合 ③新築後1年以内の未使用の特例適用住宅とその敷地をあわせて取得した場合	われた場合は、2分の1で計算する。
耐震基準に適合している中古住宅用土地の取得	次のいずれかの要件を満たす住宅用土地を取得した場合 ①土地の取得者が、その土地を取得後1年以内にその土地の上にある自己居住用の耐震基準適合既存住宅を取得した場合 ②土地の取得者が、その土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある自己居住用の耐震基準適合既存住宅を取得していた場合	次のいずれか高い方の金額を土地の税額から控除 A. 45,000円 B. 土地の1㎡当たりの価格※×住宅の床面積の2倍（1戸当たり200㎡が限度）×3% （注）「土地の1㎡当たりの価格」は、土地の取得が平成30年3月31日までに行われた場合は、2分の1で計算する。

また、その他の特例措置として以下のものがある。

①公共事業の用に供する不動産

公共事業に協力して、国、県、市町村等に不動産を譲渡した者が、代替りの不動産を取得した場合で、以下のいずれかに該当する場合には、当該取得不動産に対して課される不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格に税率を乗じて得た額が減額される。

- ・公共事業のため、不動産を譲渡した日から2年以内に、その代替りの不動産を取得した場合
- ・公共事業が予定されていたため、譲渡した不動産に代わる不動産を、譲渡した日の前1年以内にあらかじめ取得していた場合

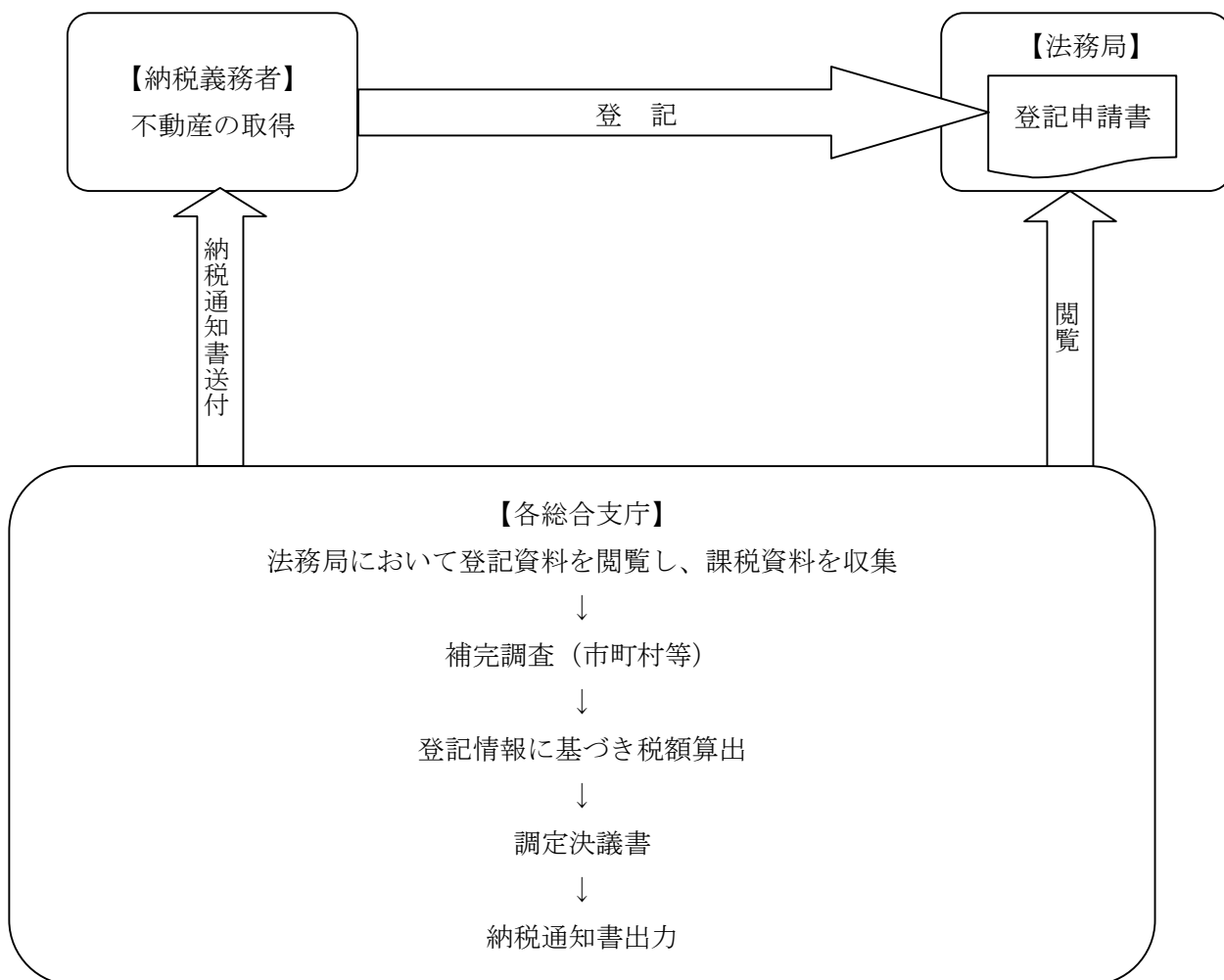
②被災不動産

次のような場合には取得した不動産に係る不動産取得税が減免されることがある。

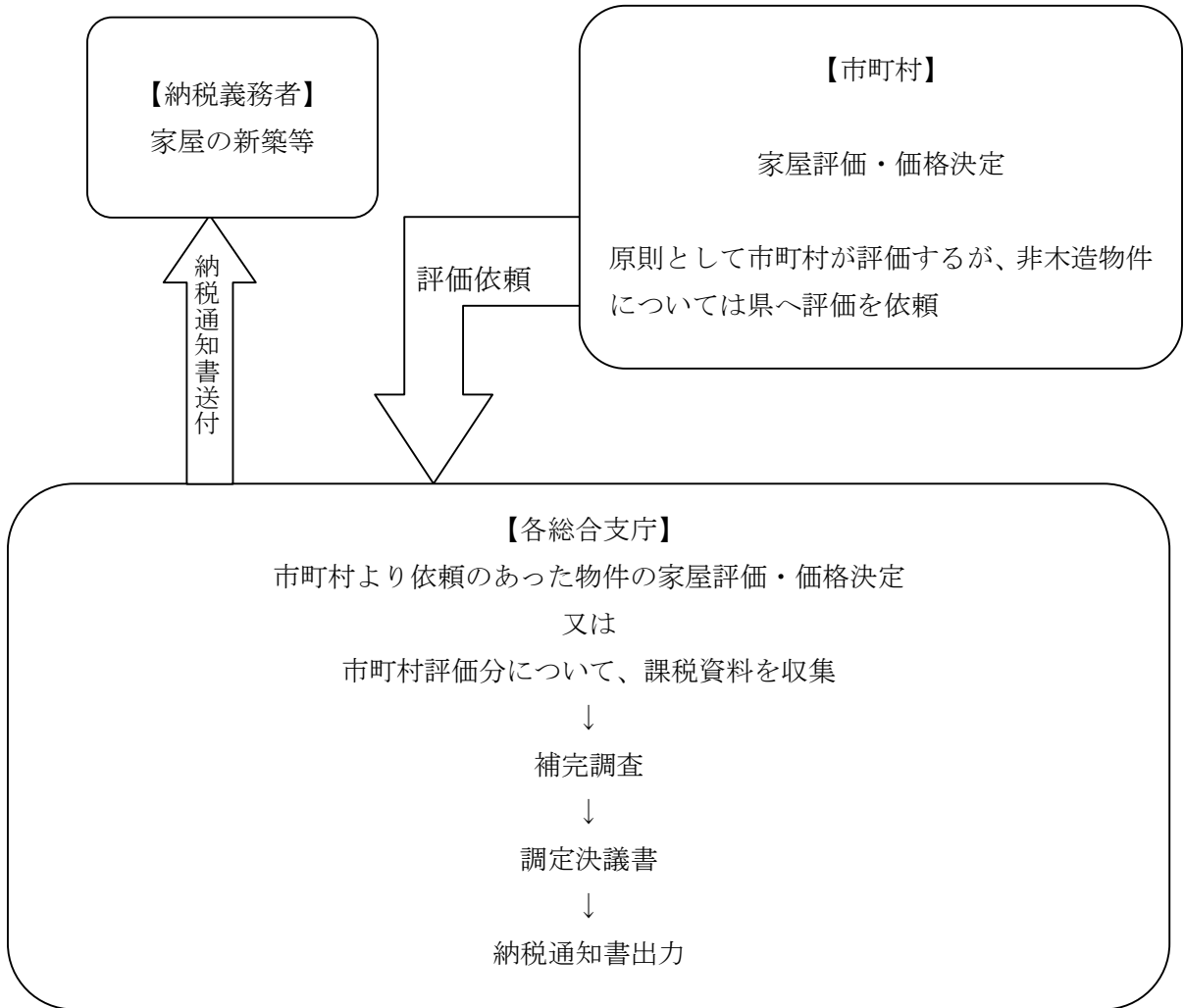
- ・風水害や地震、火災等の災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を、当該災害を受けた日から2年以内に取得した場合
- ・取得した不動産がその取得の直後（取得した日から1年以内）に災害により滅失又は損壊した場合

(5) 業務フロー

①承継取得の場合



②原始取得の場合



2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分	調定額 (a)	1,995,887	2,252,032	2,241,956
	収入額 (b)	1,964,324	2,239,083	2,218,488
	不納欠損額 (c)	181	1,029	11
	収入未済額 (a-b-c)	31,382	11,921	23,458
	徴収率 (b/a)	98.4	99.4	99.0
滞納繰越分	調定額 (a)	85,777	89,597	57,138
	収入額 (b)	11,484	13,138	14,785
	不納欠損額 (c)	6,706	29,787	8,432
	収入未済額 (a-b-c)	67,588	46,673	33,921
	徴収率 (b/a)	13.4	14.7	25.9
合計	調定額 (a)	2,081,664	2,341,629	2,299,095
	収入額 (b)	1,975,808	2,252,220	2,233,273
	不納欠損額 (c)	6,887	30,815	8,442
	収入未済額 (a-b-c)	98,969	58,594	57,379
	徴収率 (b/a)	94.9	96.2	97.1

(2) 総合支庁別の調定額等

平成25年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,022,919	1,012,643	-	10,276	99.0
	繰越	51,420	5,956	5,793	39,671	11.6
最上	現年	177,529	173,281	-	4,248	97.6
	繰越	2,462	846	-	1,615	34.4
置賜	現年	393,018	377,286	-	15,732	96.0
	繰越	13,441	3,377	736	9,327	25.1
庄内	現年	402,422	401,115	181	1,126	99.7
	繰越	18,455	1,304	177	16,973	7.1
合計	現年	1,995,887	1,964,324	181	31,382	98.4
	繰越	85,777	11,484	6,706	67,588	13.4

平成 26 年度

(単位:千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,306,066	1,297,746	1,029	7,291	99.4
	繰越	46,283	5,897	26,547	13,839	12.7
最上	現年	145,287	143,623	-	1,663	98.9
	繰越	5,797	1,433	-	4,364	24.7
置賜	現年	399,208	396,650	-	2,559	99.4
	繰越	24,747	4,068	758	19,920	16.4
庄内	現年	401,471	401,064	-	407	99.9
	繰越	12,771	1,739	2,481	8,551	13.6
合計	現年	2,252,032	2,239,083	1,029	11,921	99.4
	繰越	89,597	13,138	29,787	46,673	14.7

平成 27 年度

(単位:千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,358,647	1,347,123	-	11,524	99.2
	繰越	19,905	8,443	807	10,655	42.4
最上	現年	141,156	140,044	-	1,112	99.2
	繰越	6,027	956	-	5,072	15.9
置賜	現年	366,385	356,315	-	10,070	97.3
	繰越	22,478	4,144	786	17,549	18.4
庄内	現年	375,769	375,007	11	751	99.8
	繰越	8,728	1,243	6,840	645	14.2
合計	現年	2,241,956	2,218,488	11	23,458	99.0
	繰越	57,138	14,785	8,432	33,921	25.9

3. 実施した手続き

不動産取得税の課税事務について、法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

不動産取得税の課税事務について監査を実施した結果、下記の1点の意見を除き、法令等に従い概ね適正に処理されていることを確認した。

(不動産取得税納税義務発生申告書の事務について)

県税条例第74条第1項によれば、不動産を取得した者は、当該不動産取得日から10日以内に「不動産取得税納税義務発生申告書」を提出しなければならないと規定されている。

しかし、原始取得の場合で、家屋の評価・価格決定を県が行っているものについては、県側から納税者へ申告要請をすることにより申告書の提出を受けているもの(ただし、10日以内の提出はほとんどなし。)、家屋の評価・価格決定を市町村が行っているもの及び承継取得の場合は、ほとんど提出がなされておらず、実態として条例とそぐわない点がある。

(不動産取得税納税義務発生申告書の提出指導について)

課税の公平性という観点からすれば、不動産の取得者へ自らが納税義務者となることを認識させるとともに、課税漏れを防止するためにも、不動産取得税納税義務発生申告書の提出について、市町村との連携をより密にし、納税者へ指導していくことが望ましい。【意見】

(市町村と連携した提出指導について)

建築確認申請の必要ない小規模な未登記建物や未登記の土地等について、時効により課税できない物件が毎年数件発生しているものと推定される。

このような未登記物件についての情報収集は、固定資産税を賦課徴収する市町村側が主導となることで、効率的な情報収集が可能となるものであり、県側で未登記物件の情報を収集することは困難な状況である。

しかし、課税の公平性という観点からは、時効による課税漏れという事実は簡単に容認すべきものではないことから、市町村との連携をより密なものにするとともに、県側としても、積極的に未登記物件の把握に努めることが望ましい姿であろう。

第5 県たばこ税

1. 県たばこ税の概要

(1) 定義・趣旨

県たばこ税は、たばこの消費に対して課税されるものである。

(2) 課税要件について

①納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国たばこの輸入業者）、及び卸売販売業者で小売販売店にたばこを売り渡した者（以下「卸売販売業者等」という）。

②課税標準

売り渡した製造たばこの本数 1,000 本につき、860 円。

旧 3 級品（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマの 6 銘柄）については 1,000 本につき 411 円。

③税額

たばこ 1 箱（20 本入り）に含まれる税金（旧 3 級品以外）は下図のとおりである。

たばこ (20 本入り 430 円)	
原材料・利潤等	153.27 円
国たばこ税	106.04 円
都道府県たばこ税	17.20 円
市町村たばこ税	105.24 円
たばこ特別税（国税）	16.40 円
消費税（国税）	25.08 円
消費税（地方税）	6.77 円

(注 1) 平成 26 年 4 月 1 日以降の税率

(注 2) 平成 27 年度税制改正において、旧 3 級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を、次のとおり、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で引き上げ、廃止することになった。

	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 4 月 1 日から
都道府県たばこ税	481 円	551 円	656 円	860 円
市町村たばこ税	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
国たばこ税	2,950 円	3,383 円	4,032 円	5,302 円
たばこ特別税	456 円	523 円	624 円	820 円

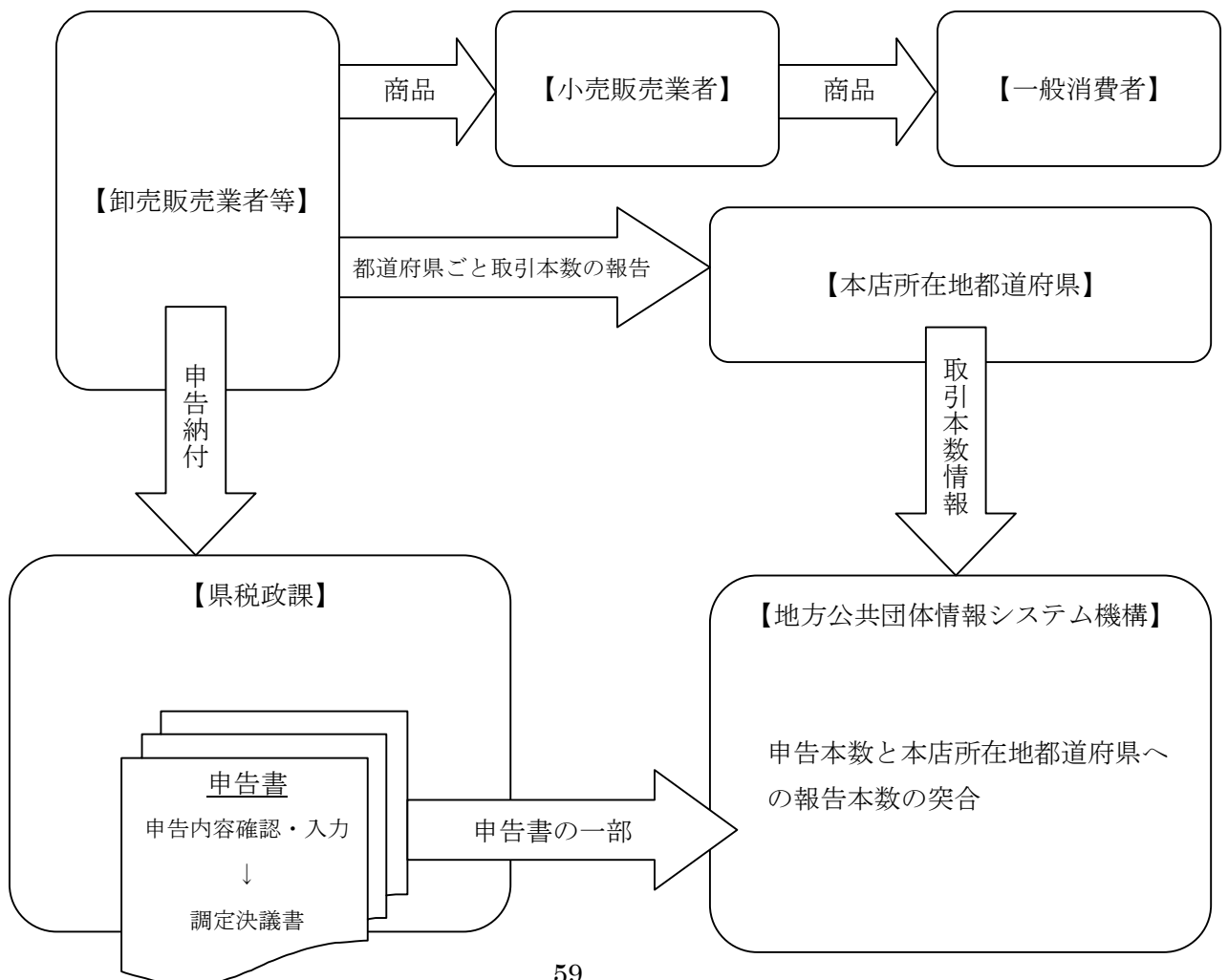
(3) 申告及び納税について

卸売販売業者等が、当月分を翌月末日までに県税政課へ申告し、納付する。

(4) 減免措置について

該当なし

(5) 業務フロー



2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	1,405,713	1,257,950	1,228,461
	収入額 (b)	1,405,713	1,257,950	1,228,461
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	-	-	-
合計	調定額 (a)	1,405,713	1,257,950	1,228,461
	収入額 (b)	1,405,713	1,257,950	1,228,461
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0

(2) 総合支庁別の調定額等

県たばこ税については、全県分を県税政課で賦課徴収している。

3. 実施した手続き

県たばこ税の課税事務について、担当者に質問・確認を行い、その内容を簿冊等と突合し、具体的ケースについては、試査により監査を行った。

4. 監査の結果

県たばこ税の課税事務について監査を実施した結果、法令等に従い適正に処理されていることを確認した。

ただし、たばこの販売の事実について、県では地方公共団体システム機構と業務委託契約を締結し、全国レベルのたばこ流通情報を管理する「たばこ流通情報管理システム」により、卸売販売業者等の本県への「申告数量」と、卸売販売業者等の本店所在都道府県への「報告数量」の突合を行っている。この突合の結果は、毎月「たばこ税・全国都道府県別・事業者別申告・報告本数突合一覧表」として県へ報告される。

しかし、上記の手続きでは卸売販売業者等からの申告数量と報告数量の整合性が確かめられるのみであり、申告された数量が実際に本県所在の小売販売業者に対して販売されたものであるか否かの事実の信憑性を確かめられるものとはなっていない。

県たばこ税が納税されるべき先は、売り渡された小売販売業者が所在する都道府県であり、実際にどの都道府県へ販売されたものであるか否かが都道府県の歳入にとって重要であることから、販売事実の信憑性を確かめるための手続きにつき、検討することも有用といえよう。

第6 ゴルフ場利用税

1. ゴルフ場利用税の概要

(1) 定義・趣旨

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に対し、一人一日につき定額で課税されるものである。この税は都道府県税であるが、税収の7割はゴルフ場が所在する市町村に交付されることとされている。

(2) 課税要件について

①納税義務者

ゴルフ場利用者からゴルフ場（特別徴収義務者）が都道府県に代わって徴収し、当該都道府県に納税する。年齢が18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者は、非課税とされる（法第75条の2）。また、国民体育大会や学校の教育活動としてゴルフ場を利用する場合にも同様に非課税となる措置がある（法第75条の3）。

②課税標準及び税額

税率は、ゴルフ場の利用料金及びホール数を基準として、県が定めたゴルフ場ごとの等級により、次のようになっている。

等級	利用料金区分			税率 (1人につき日額)
	18ホール超	18ホール	18ホール未満	
1級	12,000円以上	15,000円以上		1,200円
2級	10,000円以上 12,000円未満	12,000円以上 15,000円未満	15,000円以上	1,100円
3級	8,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 12,000円未満	12,000円以上 15,000円未満	1,000円
4級	6,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 12,000円未満	900円
5級	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 10,000円未満	800円
6級	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 8,000円未満	700円
7級	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	600円

8 級	3,000 円未満	3,000 円以上 4,000 円未満	4,000 円以上 5,000 円未満	500 円
9 級		3000 円未満	3,000 円以上 4,000 円未満	400 円
10 級			3,000 円未満	300 円

「利用料金」とは、非会員の平日の利用料金であり、曜日によって異なる定めをしている場合は、そのうち最高の金額をいう。

ただし、非会員の平日の利用料金について、土曜日又は日曜・祝祭日の利用料金に比較して著しく低い定めをしている場合で、土曜日又は日曜・祝祭日の利用料金のうち最高の金額の2分の1の金額が平日の利用料金を上回る場合は、当該2分の1の金額とする。

また、利用料金には、グリーンフィー、メンテナンスフィー（維持管理費）、厚生費、水道光熱費、道路整備費、施設管理費、機械設備負担金等、名目の何であるかを問わず利用料金と認められるすべての料金（消費税及び地方消費税を含まない。）が含まれる。ただし、任意的な利用の対価として支払う料金は除かれる。

（3）申告及び納税について

ゴルフ場の経営者が当月分を翌月 15 日までに申告し、納入する。

（4）税率の特例措置について

ゴルフ場利用税の軽減税率について

次の①から③の利用に対する利用料金が通常の利用料金より軽減されている場合、ゴルフ場利用税の税率が2分の1に軽減される。

①年齢 65 歳以上 70 歳未満の者の利用（ゴルフ場を利用する日現在）

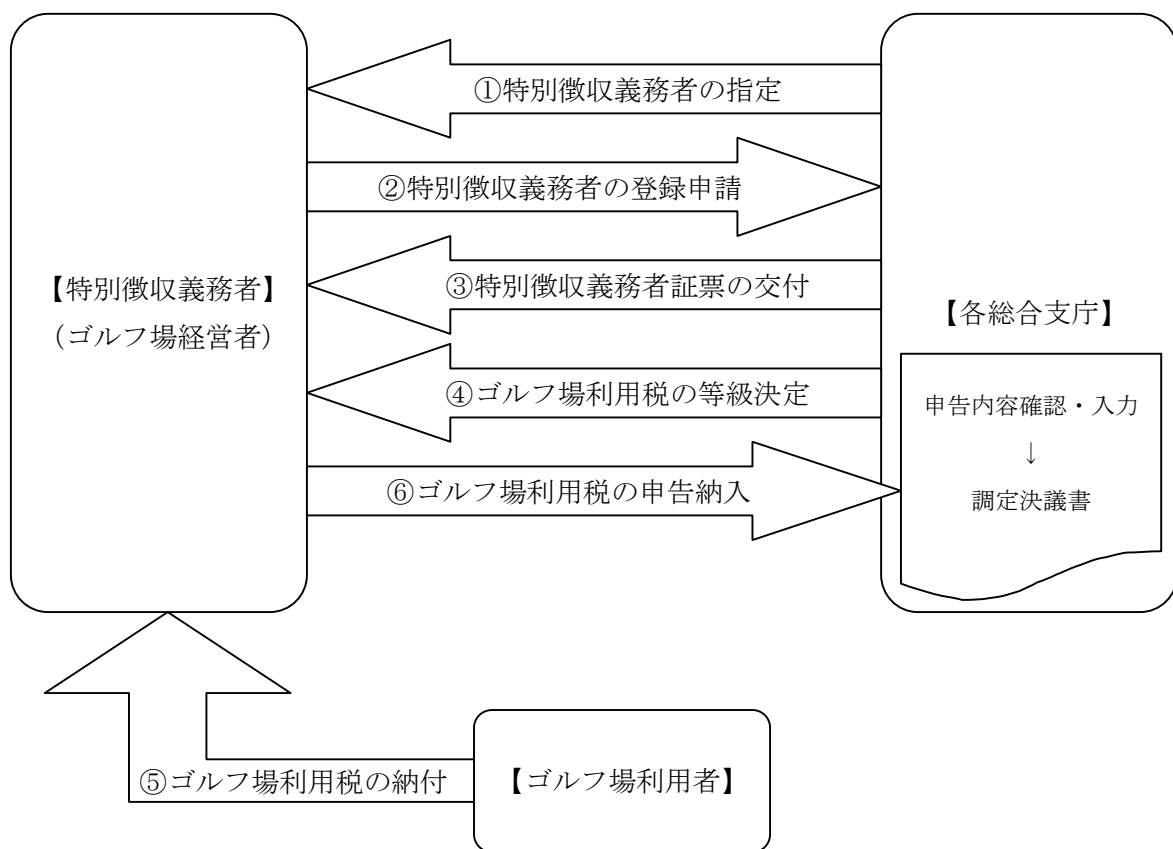
②国民体育大会に準じて取り扱うことが適当であり、規則で定める競技会に参加するプロゴルファー以外の選手が当該競技会の競技として行う利用

③利用時間の制約のある利用（早朝薄暮利用）

利用行為が午前 9 時以前に終了するもの（早朝利用）又は午後 3 時以降に開始するもの（薄暮利用）。10 月から 2 月までの薄暮利用は、午後 2 時以降に開始するもの

ただし、①、②の利用に対する利用料金が通常の利用料金の 20%以上、③の利用に対する利用料金が通常の利用料金の 50%以上軽減された料金にしているゴルフ場を利用した場合に限る。

(5) 業務フロー



2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分	調定額 (a)	134,814	136,346	131,479
	収入額 (b)	134,814	136,346	131,479
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	113	113	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	113	-
	収入未済額 (a-b-c)	113	-	-
	徴収率 (b/a)	0.0	0.0	-
合計	調定額 (a)	134,927	136,459	131,479
	収入額 (b)	134,814	136,346	131,479
	不納欠損額 (c)	-	113	-
	収入未済額 (a-b-c)	113	-	-
	徴収率 (b/a)	99.9	99.9	100.0

(2) 総合支庁別の調定額等

平成25年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	76,045	76,045	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	15,077	15,077	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	12,139	12,139	-	-	100.0
	繰越	113	-	-	113	0.0
庄内	現年	31,553	31,553	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	134,814	134,814	-	-	100.0
	繰越	113	-	-	113	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	76,327	76,327	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	15,267	15,267	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	11,743	11,743	-	-	100.0
	繰越	113	-	113	-	0.0
庄内	現年	33,009	33,009	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	136,346	136,346	-	-	100.0
	繰越	113	-	113	-	-

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	72,649	72,649	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	14,822	14,822	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	10,254	10,254	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	33,754	33,754	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	131,479	131,479	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

3. 実施した手続き

ゴルフ場利用税の課税事務について、法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

ゴルフ場利用税の課税事務について監査を実施した結果、下記の1点の意見を除き、法令等に従い概ね適正に処理されていることを確認した。

平成27年度中に営業廃止となったゴルフ場において、廃止届出書に添付して返納すべき特別徴収義務者証票の返納がない事案があった。

法第84条第3項は、当該特別徴収義務者証票について、ゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示するよう定めている。

各総合支庁においては、特別徴収義務者の調査を定期的に行っているが、特別徴収義務者証票の亡失があったゴルフ場の調査については、税額に関わる項目の確認のみ実施し、登録証票の掲示の有無までは確認していない状況が見受けられた。

(調査様式作成等による調査項目の統一化について)

特別徴収義務者の調査に際しては、税額に関わる項目の調査に留まらず、登録証票の掲示の有無等その他法令の遵守状況についても調査を実施すべきと考える。

そこで、調査項目、調査対象期間、調査書様式等、県全体として調査事務を統一し、公平な調査を実施していくことを検討されたい。【意見】

第7 自動車取得税

1. 自動車取得税の概要

(1) 定義・趣旨

自動車取得税とは、自動車の取得に対して課される都道府県税である。

平成21年4月1日に、目的税から普通税に改正され用途制限が廃止されている。

また、消費税10%への移行時には、廃止されることが決定している。

(2) 課税要件について

①納税義務者

「山形」「庄内」ナンバーの自動車の取得者に課税される。

ただし、割賦販売（ローン）契約等で購入し所有権が売主（ディーラー等）にある場合には、買主（使用者）が取得者とみなされ課税される。

②課税標準及び税額

平成28年3月31日時点の税額は次のとおりである。ただし、取得価額が50万円以下の場合には課税されない。

自動車の種類	税額
自家用自動車	取得価額×3%
営業用自動車、軽自動車	取得価額×2%

(3) 申告及び納税について

自動車の取得者が、自動車を登録する際に行う。

申告・納税ともに、山形ナンバーについては村山総合支庁課税課漆山分室で、庄内ナンバーについては庄内総合支庁税務課押切分室で自動車税とあわせて受け付けている。なお、申告受付事務及び収納事務の一部については外部に委託している。

申告受付事務について具体的な手続きは以下のとおりである。

村山総合支庁課税課漆山分室及び庄内総合支庁税務課押切分室では、自動車登録時の申告受付及び収納事務の一部を外部委託しているが、当該委託事業者から申告書等を引継ぎ、申告書等の内容を確認した上でOCR読取をした申告書データを税務総合電算システムに取り込み、月次で調定を行っている。

平成27年度の自動車登録時の申告受付事務について、村山総合支庁及び庄内総合支庁でサンプルを抽出して、申告書の引継ぎから申告書OCR読込結果の確認、月次での調定決議に至る事務を確認した。なお、外部委託内容に対する監督状況については「第14 外部委託状況」に記載している。

(4) 減免措置について

県税条例第 122 条において、次のいずれかに該当する自動車の取得で、特に必要があると認められるものについては、県は自動車取得税を減免することができる規定されている。

なお、減免措置を受けるためには、申請書その他必要書類を提出する必要がある。

- ①災害により滅失又は損壊した自動車の代替自動車の災害の日から 1 年以内における取得
- ②公的医療期間の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得
- ③身体障がい者等が取得した自動車
- ④構造上身体障がい者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車の取得
- ⑤専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用自動車の取得

また、減免の事務については村山総合支庁及び庄内総合支庁では、納税義務者から提出された減免申請書及び添付書類の内容について、要件を満たしていることを確認して減免を決定している。決定後、課税マスタへ登録し、減免決定通知を納税義務者に送付している。

平成 27 年度の減免事務について、村山総合支庁及び庄内総合支庁でサンプルを抽出して、申請書及び添付書類に基づく減免の決定から課税マスタの変更登録に至る事務を確認した。

(5) 低公害車・低燃費車等への時限的軽減措置について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日に取得した自動車のうち、低公害車低燃費車等については、自動車環境対策の観点から自動車取得税が軽減される。

乗用車に関する軽減措置は、次表のとおりである。

対象自動車			軽減内容	
車種	排出ガス基準	燃費基準	新車	中古車
電気自動車（燃料電池自動車を含む）			非課税	45万円
天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）				
プラグインハイブリッド自動車				
クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合の乗用車）				
ガソリン車（ハイブリッドを含む）	平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+20%達成		
		平成32年度燃費基準+10%達成	80%軽減	35万円
		平成32年度燃費基準達成	60%軽減	25万円
		平成27年度燃費基準+10%達成	40%軽減	15万円
		平成27年度燃費基準+5%達成	20%軽減	5万円

(6) その他

県に納められた自動車取得税額の66.5%が、県内市町村に対して、市町村道の延長及び面積に応じて交付されている。

2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分	調定額 (a)	1,989,575	856,807	1,267,680
	収入済額 (b)	1,989,575	856,807	1,267,680
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入済額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	-	-	-
合計	調定額 (a)	1,989,575	856,807	1,267,680
	収入済額 (b)	1,989,575	856,807	1,267,680
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0

(2) 総合支庁別の調定額等

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,564,753	1,564,753	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	424,822	424,822	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	1,989,575	1,989,575	-	-	100.0
	滞納	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	687,253	687,253	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	169,554	169,554	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	856,807	856,807	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,005,494	1,005,494	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	262,186	262,186	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	1,267,680	1,267,680	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

(3) 直近 3 年間の総合支庁別の減免額

(単位：人、千円)

総合 支庁	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	減免人員	減免税額	減免人員	減免税額	減免人員	減免税額
村山	681	44,653	437	21,035	543	23,306
最上	-	-	-	-	-	-
置賜	-	-	-	-	-	-
庄内	193	15,970	110	5,572	140	6,233
合計	874	60,623	547	26,607	683	29,540

3. 実施した手続き

自動車取得税の課税事務について、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

自動車取得税の課税事務について監査を実施した結果、法令等に従い概ね適正に処理されていることを確認した。

第8 自動車税

1. 自動車税の概要

(1) 定義・趣旨

自動車税とは、道路運送車両法第4条の規定により登録された自動車の所有者に課税される都道府県税であり、普通税である。

(2) 課税要件について

①納税義務者

4月1日現在において、「山形」「庄内」ナンバーの自動車（軽自動車を除く）の所有者に課税される。

ただし、割賦販売（ローン）契約等で購入し所有権が売主（ディーラー等）にある場合には、買主（使用者）が所有者とみなされ課税される。

②税額

自動車の車種、用途、排気量等により年税額が定められており、主なものは次のとおりである。

区分		自家用（円）	営業用（円）	
乗用車	総排気量	1ℓ以下	29,500	7,500
		1.5ℓ以下	34,500	8,500
		2ℓ以下	39,500	9,500
		2.5ℓ以下	45,000	13,800
		3ℓ以下	51,000	15,700
		3.5ℓ以下	58,000	17,900
		4ℓ以下	66,500	20,500
		4.5ℓ以下	76,500	23,600
		6ℓ以下	88,000	27,200
		6ℓ超	111,000	40,700
トラック	最大積載量	1t以下	8,000	6,500
		2t以下	11,500	9,000
		3t以下	16,000	12,000
		4t以下	20,500	15,000
		5t以下	25,500	18,500
		6t以下	30,000	22,000
		7t以下	35,000	25,500
		8t以下	40,500	29,500

バス（注）	乗車定員	30人以下	12,000	12,000
		40人以下	14,500	14,500
		50人以下	17,500	17,500
		60人以下	20,000	20,000
		70人以下	22,500	22,500
		80人以下	25,500	25,500
		80人超	29,000	29,000

（注）一般乗合用のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）及び自家用のもののうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いるもの

③賦課期日

4月1日である。

④納期

5月16日から5月31日までである。

（3）申告及び納税について

①申告

自動車の取得・譲渡・廃車のときや、申告事項の変更があるときは、県に対して申告書を提出する必要がある。

申告は、山形ナンバーについては村山総合支庁課税課漆山分室で、庄内ナンバーについては庄内総合支庁税務課押切分室で自動車取得税とあわせて受け付けている。なお、申告受付事務の一部については外部に委託している。

②納税

毎年5月に各総合支庁から送付される納税通知書により納める。

ただし、賦課期日後翌年2月末日までに新車やナンバーのついていない中古車を取得した場合は、登録のときに申告し、月割で納める。登録時の収納事務については、申告受付事務とあわせて外部に委託している。

（4）課税免除について

県税条例第133条において、次のいずれかに該当する自動車に対して自動車税を課さないことが規定されている。

なお、①から③以外については、課税免除申請を提出する必要がある。

- ①商品であって使用しない自動車（未登録の自動車）
- ②消防専用自動車
- ③救急専用自動車
- ④へき地巡回診療車
- ⑤教育練習用自動車
- ⑥自動車教習用自動車
- ⑦園児送迎専用自動車
- ⑧交通の安全確保の事業の用に供する自動車
- ⑨結核予防の事業の用に供する自動車
- ⑩成人病予防の事業の用に供する自動車
- ⑪犯罪の予防の事業の用に供する自動車
- ⑫母子健康センター事業の用に供する自動車
- ⑬社会福祉事業の用に供する自動車

（５）減免措置について

県税条例第 142 条及び附則第 15 条の 4 において、次のいずれかに該当する自動車のうち特に必要があると認められるものについては、県は自動車税を減免することができる。なお、減免措置を受けるためには、申請書その他必要書類を提出する必要がある。

- ①災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車
- ②身体障がい者等が所有する自動車
- ③構造上身体障がい者等の利用に専ら供すると認められる自動車
- ④商品中古自動車
- ⑤地方バス路線維持のための県の補助を受けて運行する一般乗合用のバス

なお、課税免除と減免の違いは、課税免除が「公益上その他の事由により課税を不相当とする場合」（法第 6 条）に、条例によって当初から課税をしないこととするものであるのに対して、減免は、一旦発生した課税について、納税が困難となる状況が発生した場合等に、納税義務を消滅させる行政処分であるという点である。

（６）自動車税のグリーン化税制について

自動車税のグリーン化税制とは、自動車環境対策の観点から導入された制度である。

具体的には、環境にやさしい自動車の普及・開発のため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置であり、次のとおりである。

①軽課

新車新規登録期間が平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日である次の自動車
が対象となる。

対象自動車		軽課率	軽課期間
排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車（乗用車に限る）		概ね	登録年度の翌年度 1 カ年
平成 17 年排出 ガス基準 75%	平成 27 年度燃費基準達成+20%以上達成 （平成 32 年度燃費基準達成）	75%	
低減	平成 27 年度燃費基準達成+20%以上達成 （平成 32 年度燃費基準未達成）	概ね 50%	
	平成 27 年度燃費基準達成+10%以上達成		

②重課

次の対象車が概ね 15%重課となり、抹消登録されるまで継続する。

対象自動車		重課開始 年度
ガソリン・LPG 車 (13 年超)	ディーゼル車 (11 年)	
平成 14 年 3 月までの新車	平成 16 年 3 月までの新車新規登録	平成 27 年度～
平成 15 年 3 月までの新車	平成 17 年 3 月までの新車新規登録	平成 28 年度～

2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	16,390,194	16,202,908	16,062,714
	収入済額 (b)	16,346,447	16,166,439	16,033,312
	不納欠損額 (c)	502	231	144
	収入未済額 (a-b-c)	43,245	36,239	29,258
	徴収率 (b/a)	99.7	99.8	99.8
滞納繰越分	調定額 (a)	213,623	171,791	138,191
	収入済額 (b)	47,293	35,877	28,231
	不納欠損額 (c)	37,757	33,771	25,646
	収入未済額 (a-b-c)	128,573	102,143	84,314
	徴収率 (b/a)	22.1	20.9	20.4
合計	調定額 (a)	16,603,817	16,374,699	16,200,905
	収入済額 (b)	16,393,740	16,202,315	16,061,543
	不納欠損額 (c)	38,259	34,002	25,790
	収入未済額 (a-b-c)	171,818	138,382	113,572
	徴収率 (b/a)	98.7	98.9	99.1

(2) 総合支庁別の調定額等

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	8,866,481	8,836,477	274	29,729	99.7
	繰越	142,908	32,296	22,298	88,314	22.6
最上	現年	1,020,199	1,017,877	-	2,322	99.8
	繰越	7,052	1,702	1,083	4,267	24.1
置賜	現年	2,803,202	2,794,948	73	8,181	99.7
	繰越	44,746	11,602	4,656	28,488	25.9
庄内	現年	3,700,313	3,697,145	155	3,013	99.9
	繰越	18,916	1,693	9,719	7,504	9.0
合計	現年	16,390,194	16,346,447	502	43,245	99.7
	繰越	213,623	47,293	37,757	128,573	22.1

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	8,767,925	8,742,771	153	25,001	99.7
	繰越	118,030	24,098	22,222	71,710	20.4
最上	現年	1,012,203	1,009,549	-	2,654	99.7
	繰越	6,589	977	1,225	4,386	14.8
置賜	現年	2,767,837	2,761,093	43	6,701	99.8
	繰越	36,655	8,905	5,351	22,398	24.3
庄内	現年	3,654,943	3,653,026	35	1,883	99.9
	繰越	10,518	1,896	4,973	3,649	18.0
合計	現年	16,202,908	16,166,439	231	36,239	99.8
	繰越	171,791	35,877	33,771	102,143	20.9

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	8,703,554	8,684,355	18	19,182	99.8
	繰越	96,558	18,968	20,704	56,886	19.6
最上	現年	1,004,930	1,002,661	-	2,269	99.8
	繰越	7,041	1,470	625	4,946	20.9
置賜	現年	2,730,779	2,723,810	-	6,969	99.7
	繰越	29,061	6,743	3,652	18,666	23.2
庄内	現年	3,623,451	3,622,486	126	839	99.9
	繰越	5,532	1,050	666	3,816	19.0
合計	現年	16,062,714	16,033,312	144	29,258	99.8
	繰越	138,191	28,231	25,646	84,314	20.4

(3) 直近3年間の総合支庁別の減免額

(単位：人、千円)

総合支庁	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	減免人員	減免税額	減免人員	減免税額	減免人員	減免税額
村山	8,602	313,270	8,698	307,505	8,573	310,580
最上	1,080	40,770	1,062	39,885	1,068	40,284
置賜	2,100	101,853	2,707	102,492	2,733	101,477
庄内	3,465	121,906	3,498	121,300	3,497	120,245
合計	15,247	577,801	15,965	571,184	15,871	572,589

3. 実施した手続き

自動車税の課税事務について、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

自動車税の課税事務について監査を実施した結果、法令等に従い概ね適正に処理されていることを確認した。ただし、以下のとおり、定期賦課事務及び税務事務標準事務処理工程集の見直しに関して各1件の意見が存在する。

(1) 定期賦課事務について

各総合支庁では、定期賦課事務として、4月1日現在の自動車の所有者と税額を確定させ、調定を行い、5月上旬に納税通知書等を納税義務者に送付している。また、4月1日現在の自動車の所有者等を確定させるため、定期賦課の前年度秋頃から隔月で、課税マスタに登録されている納税通知書を印刷するための情報(納税義務者の氏名・住所等)が正確なものかを調査している。

平成27年度の定期賦課について、各総合支庁において、課税マスタ上の納税義務者に関する情報の調査、調定、納税通知書等の発送事務を確認した結果、規則や県税政課からの指示に基づいて行われていた。

定期賦課の前年度秋頃から隔月で行っている課税マスタ上の納税義務者に関する情報の調査は、誤った発送を防ぐために非常に重要である。しかし、当該調査のうち「公所間不一致の照合作業」については、業務効率化の工夫をする余地がある。

「公所間不一致の照合作業」とは、課税マスタ上、納税者番号ごとに県内7つの公所区分が紐づいており、一人の納税者番号に紐づく公所間の住所が不一致となっている一覧を、県税政課が隔月で各公所に送付し、各公所が不一致内容の調査・修正を行う作業である。

この不一致は、納税者の住所変更等により課税公所が変更になった際、変更元の課税公所では自身のマスタを変更するが、変更先の公所（翌年度の課税公所）のマスタは変更先公所自身に変更することになっているため生じるものである。

翌年度の課税公所が納税通知書送付先について責任をもって確認することは意味があるが、同じ納税者番号の住所を住所変更元以外の公所でも同じように変更入力しなければならないという点は非効率である。

村山総合支庁課税課の取組として、村山総合支庁管内から他の総合支庁へ住所変更があった場合、納税者番号に紐づく自公所部分のマスタだけでなく変更先公所のマスタも修正を行っている。この方法によれば、マスタ変更は変更元の公所が行う変更作業で終了することが可能である。

定期賦課事務がスムーズに実行できるように課税マスタ情報の正確性を確保することが最重要であるが、一方で、公所間不一致の照合作業に相当の労力がかかっていることも事実である。さらに、課税マスタの仕様変更をする場合には改修コスト等もかかってくる。

（定期賦課事務における公所間不一致の照合作業の効率化について）

定期賦課事務の正確性確保の観点と業務効率化の観点及びそれに伴うコストを比較衡量し、村山総合支庁の取組や各総合支庁の意見も踏まえた上で、公所間不一致の照合作業のやり方を検討されたい。【意見】

（２）課税免除事務について

各総合支庁では、納税義務者から提出された課税免除承認申請書及び添付書類の内容について、要件を満たしていることを確認して課税免除を承認している。承認後、課税マスタの変更登録、調定決議を経て、課税免除承認通知を納税義務者に送付している。

平成 27 年度の課税免除事務について、各総合支庁においてサンプル抽出により、申請書及び添付書類に基づく課税免除の承認から課税マスタの変更登録、調定決議に至る事務を確認した結果、規則等に基づいて行われていた。

課税免除に関する公平性確保の取組として、課税免除した後も、次のとおり、「自動車税課税免除自動車の適正運行について」という注意喚起文を送付している。

「自動車税課税免除自動車の適正運行について」より抜粋

課税免除自動車については、下記事項を遵守の上、関係者にも周知され、適正運行をお願いします。

なお、課税免除自動車について、必要に応じ現況調査を行っています。目的外使用が判明した場合は、課税免除が取り消されます。

記

- 1 運行日誌を備え付け、運行状況を記録してください。
- 2 目的外使用をしないでください。
- 3 自動車税の課税免除の理由に該当しなくなった場合は、速やかに「自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の理由書」を提出してください。

(3) 減免事務について

各総合支庁では、納税義務者から提出された減免申請書及び添付書類の内容について、要件を満たしていることを確認して減免を決定している。決定後、課税マスタの変更登録、調定決議を経て、減免決定通知を納税義務者に送付している。

平成 27 年度の減免事務について、各総合支庁でサンプルを抽出して、申請書及び添付書類に基づく減免の決定から課税マスタの変更登録、調定決議に至る事務を確認した結果、法令等に基づいて行われていた。

減免に関する課税の公平性を確保するため、県税条例第 142 条では、毎年減免申請書を提出することを求めている。

しかし、身体障がい者等が使用する自動車に係る減免申請を、仮に毎年実施する場合、事務処理が膨大な量となり現実的ではないため、実際の運用として、減免非該当届の提出がない場合は、翌年度以降も当初の申請状況に変化がないものとして継続して減免決定を行っている。

その上で、県では税の公平性を確保する観点から、減免申請から 3 年経過した自動車については、現況調査を実施し、継続して減免の要件に該当しているか確認している。

具体的には、提出期限を定めて納税者に減免の要件に該当することを証する書類の提出を求めて、減免の要件に該当していることを確認し、複数回の求めを行ってもなお未回答の場合には継続減免対象から除外している。

平成 27 年度の現況調査について、各総合支庁でサンプルを抽出して、引き続き減免に該当していることを確認する事務及び減免に該当しなくなっている場合の対応事務を確認した結果、上記実務上の取扱いのとおり運用されていることを確かめた。

上記の取組以外に、課税の公平性確保のため、県税政課と総合支庁担当者による定期的な会議を開催し、減免決定や課税免除承認について、判断事例等を共有するとともに今後の対応方法を検討し、総合支庁間で判断が異ならないように努めている。

(4) 税務事務標準事務処理工程集の見直しについて

県では、平成 22 年 3 月に税目ごとに事務フローと注意事項、参照条文をまとめた「税務事務標準事務処理工程集」を作成している。

自動車税についても「定期賦課事務」や「課税免除事務」「減免事務」等の事務処理工程集があるが、次の点が現状とは異なっている。

- ・組織改編により自動車税事務所が廃止されている。
- ・参照条文として記載している取扱通達等が廃止されている。
- ・事務フロー上、出力することとなっている帳票は出力しない運用と変更している。
- ・課税免除を行う時には必ず当該自動車を確認し、少なくとも年 1 回は調査することが注意事項として記載されている。しかし、当該取扱いは、自動車税事務所の廃止により変更されている。
- ・身体障がい者等の継続減免の取扱いが記載されていない。

事務フロー等を作成することにより、職員は、業務の全体像を踏まえた税務事務の執行が可能となる。さらに、事務フロー等を作成することにより、フロー上のどこにリスク（税務事務を誤る可能性）があり、そのリスクをコントロールするためにどのような管理体制を構築しているか、又は今後構築すればよいかを俯瞰することが可能となる。

(税務事務標準事務処理工程集の改訂による管理体制の適時検討について)

税務事務標準事務処理工程集について、事務フローや取扱いの変更の都度改訂されたい。さらに、事務フローや取扱いを変更したことにより、従来想定していたリスクに変更がないか、新たに発生したリスクに対する管理体制は構築されているかを適時に検討していくことが望ましい。【意見】

第9 軽油引取税

1. 軽油引取税の概要

(1) 定義・趣旨

軽油引取税は、バス、トラック等の燃料である軽油の引取り（購入）に対して課税されるものである。

軽油引取税は、道路特定財源に充てるため、昭和31年に目的税として創設されたが、平成21年度税制改正において、道路特定財源制度が廃止されたことにより一般財源化され、従来の目的税から普通税に改められた。

(2) 課税要件について

①納税義務者

軽油引取税は、元売業者又は特約業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）で現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その軽油の納入地所在の都道府県において、その引取りを行う者に課税する。

このように、軽油引取税における納税義務者は、元売業者又は特約業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う者であり、これらの者に軽油を引渡す元売業者又は特約業者は、特別徴収義務者として、当該引取者から軽油引取税を特別徴収して、都道府県に納入する義務を負う。

②課税標準

数量を課税標準として、当該軽油の納入地所在の都道府県において、その引取りを行う者に課している。

③税額

引取った軽油の数量（課税標準額） × 税率 = 納める額（税額）

税率は、当分の間、軽油1キロリットル当たり32,100円の特例税率が適用される（法附則第12条の2の8）。なお、本則は軽油1キロリットル当たり15,000円である（法第144条の10）。

(3) 申告及び納税について

特別徴収義務者である元売業者又は特約業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月末日までに申告し納入する。

(4) 減免措置について

①免税措置の概要

次の用途に使用するために、免税手続きをした場合は軽油引取税が免税される。

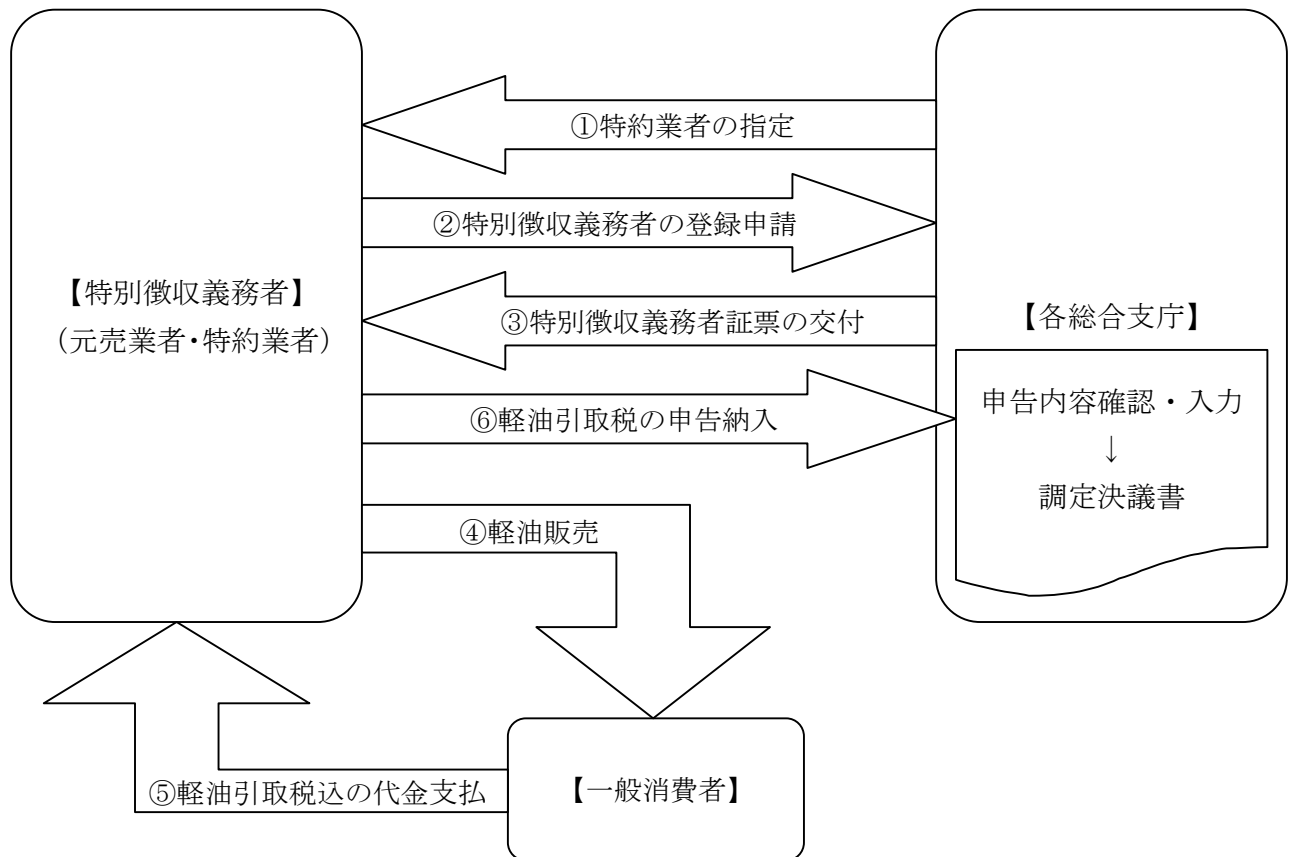
- ア. 船舶、鉄道、軌道用車両の動力源の用途
- イ. 農業・林業用機械の動力源の用途
- ウ. 鉱物堀採業、廃棄物処理事業、木材加工業、木材市場業、倉庫業、セメント製造業等の一定の用途

②免税措置の手続き

免税措置を受けるための手続きは、以下のとおりである。

- ア. 免税軽油使用者は、各総合支庁へ「免税軽油使用者証交付申請書」を提出し、免税軽油使用者証の交付を受ける。
- イ. 免税軽油使用者は、各総合支庁へ免税証の種類ごとの枚数、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを希望する販売業者名及びその所在地等その他必要事項を記載した「免税証交付申請書」を提出し、免税証の交付を受ける。
- ウ. 免税軽油使用者は、販売業者から軽油を購入する際、免税証と引き換えに免税軽油の引取りをする。
- エ. 免税軽油使用者は、各総合支庁へ免税軽油の引取年月日、引取数量、引取りを行った販売業者名及びその所在地、販売業者に提出した免税証の種類等その他必要事項を記載した「免税軽油の引取り等に係る報告書」を定められた期限までに提出する。

(5) 業務フロー



(6) 各種調査について

①調査の種類と調査対象者

都道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査を行うことができる(法第144条の11)。

本県においては、特別徴収義務者、石油製品販売業者、免税軽油使用者、自動車保有者を対象に、軽油引取税の適正な課税と不正軽油使用撲滅の趣旨の周知徹底を図るため、抜取調査を実施し、比重調査、クマリン分析等を実施する基本調査、課税標準となるべき数量の的確な把握ため、帳簿等を調査する実態調査が行われている。

②主な調査手法

ア. 基本調査

特別徴収義務者、石油製品販売業者、免税軽油使用者、自動車保有者等の所有する軽油貯蔵タンク、機械等から、メスシリンダーに軽油を抜取り、比重及び温度を測定するとともに、クマリン分析のため、サンプル容器に軽油を採取し、一般社団法人全国石油協会へ分析を依頼する。

また、仕入先等の聴き取り調査も実施している。

イ. 実態調査

特別徴収義務者、石油製品販売業者、免税軽油使用者、自動車保有者等について、軽油等の受け払い数量等を請求書、領収証、伝票、帳簿により精査し、受け払い数量や流通経路等の実態を調査する。

③路上抜取調査

軽油の不正製造や違法な混和行为等による脱税を防止する目的で、路上において警察署の協力を得て、軽油を燃料とするディーゼルエンジンを搭載した大型車及び中型車を対象として、軽油をサンプル採取するとともに、購入先等について運転手から聴き取り調査を実施する。

サンプル採取した軽油については、基本調査同様、比重及び温度を測定するとともに、一般社団法人全国石油協会へ分析を依頼する。

平成27年度の実施状況は以下のとおりである。

	南東北三県合同 平成27年7月2日 実施	全国一斉 平成27年10月14日 実施	合計
実施箇所数	3箇所	3箇所	6箇所
停止台数	90台	89台	179台
採取本数	85本	81本	166本
不正軽油件数	0件	0件	0件

(7) 不正軽油問題について

原則として、軽油引取税は軽油にのみ賦課されるものであり、軽油と性状の類似するA重油や灯油に対しては通常賦課されていない。また、ディーゼルエンジンの燃料としては必ずしも軽油の性状を満たしている必要はなく、A重油や灯油等でも稼働には問題がないとされる。このため、軽油引取税の古典的な脱税手法として、軽油とA重油・灯油を混和したもの、A重油と灯油を混和したもの等を軽油代替の燃料として用いることがしばしば行われる。このような燃料を混和軽油といい、A重油・灯油等を単体でディーゼル車に給油する場合等を含めて不正軽油と呼んでいる。

不正軽油の検出、摘発を容易にするために、A重油や灯油には、識別剤としてクマリンが添加されている。この検出を避けるために、クマリンを硫酸により分解した上で、不正軽油を製造、密売する脱税手法が近年増加している。脱税自体が違法行為であるが、このクマリン分解時に排出される硫酸ピッチと呼ばれる廃棄物が、未処理のまま密造現場付近に不法投棄されることも社会問題化している。

県では、不正軽油による脱税防止のため、特別徴収義務者、石油製品販売業者、免

税軽油使用者、自動車保有者等への基本調査時の抜取調査や路上抜取調査を実施している。また、山形県不正軽油防止対策協議会を設置し、山形県警察、山形県石油商組合、山形県トラック協会、山形県バス協会等の関係諸団体と連携し、不正軽油撲滅のため調査活動、広報活動、啓発活動等の諸対策を推進している。

(8) 特別徴収交付金について

軽油引取税の特別徴収制度の円滑かつ適正な運用を図るため、特別徴収義務者に対しては、「山形県軽油引取税特別徴収交付金交付要綱」第2条及び第3条に基づき納期限（徴収猶予期間を含む。）までに申告納入された税額に1,000分の25を乗じて得た金額の交付金が、毎年3月と9月の年2回交付される。

直近3年間の交付金額の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
交付金額	263,913,000	258,117,000	250,946,000

2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分	調定額 (a)	10,659,253	10,294,670	9,667,243
	収入額 (b)	10,612,482	10,261,296	9,665,131
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	46,770	33,374	2,112
	徴収率 (b/a)	99.6	99.7	99.9
滞納繰越分	調定額 (a)	28,529	46,770	33,374
	収入額 (b)	28,529	46,770	33,374
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
合計	調定額 (a)	10,687,782	10,341,441	9,700,617
	収入額 (b)	10,641,011	10,308,066	9,658,505
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	46,770	33,374	2,112
	徴収率 (b/a)	99.6	99.7	99.9

(2) 総合支庁別の調定額等の推移

平成 25 年度

(単位:千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	7,176,293	7,174,450	-	1,843	99.9
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	362,315	362,315	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	499,002	499,002	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	2,621,642	2,756,715	-	44,927	98.3
	繰越	28,529	28,529	-	-	100.0
合計	現年	10,659,253	10,612,482	-	46,770	99.6
	繰越	28,529	28,529	-	-	100.0

平成 26 年度

(単位:千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	7,038,917	7,036,671	-	2,246	99.9
	繰越	1,843	1,843	-	-	100.0
最上	現年	339,056	339,056	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	495,146	495,146	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	2,421,551	2,390,423	-	31,128	98.7
	繰越	44,927	44,927	-	-	100.0
合計	現年	10,294,670	10,261,296	-	33,374	99.7
	繰越	46,770	46,770	-	-	100.0

平成 27 年度

(単位:千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	6,507,872	6,507,872	-	-	100.0
	繰越	2,246	2,246	-	-	100.0
最上	現年	302,513	300,401	-	2,112	99.3
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	379,539	379,539	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	2,477,319	2,477,319	-	-	100.0
	繰越	31,128	31,128	-	-	100.0
合計	現年	9,667,243	9,665,131	-	2,112	99.9
	繰越	33,374	33,374	-	-	100.0

3. 実施した手続き

軽油引取税の課税事務について、法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

軽油引取税の課税事務について監査を実施した結果、下記の1点の意見を除き、法令等に従い概ね適正に処理されていることを確認した。

(1) 免税証の管理について

免税証の管理について、各総合支庁へ聴き取りを行ったところ、県税政課より毎年必要見込み枚数が送付され、送付されたものは、書棚等に保管しているのみで、定期的な棚卸は特に行っていないとのことであった。

当該免税証に必要記載事項を印字すれば、一種の金券として使用できる性質上、少なからず不正使用されるリスクはあると考える。

(免税証の厳格な管理体制について)

免税証の管理については、保管場所の厳重化、さらには免税証の出入記録を付け、定期的な棚卸を行っていくことも検討されたい。【意見】

(2) 特別徴収義務者に対する交付金について

県では軽油引取税の特別徴収制度の円滑かつ適正な運用を図るため、特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。

しかし、軽油引取税の最終的な負担者は軽油を購入した一般消費者であり、特別徴収義務者は一般消費者が負担する税金を一時的に預かりそれを納付しているのであり、いってみれば当然の義務を果たしているともいえる。

実際に支払われている金額的にも少額とはいえ、特別徴収義務者としての当然の義務を果たしているともいえる者に対して、これほどの金額の交付金を支払う必要があるのだろうか。

当該制度は、旧自治省からの通知に基づき全国各都道府県においても実施されていることから、県独自の対応を図ることは難しいかもしれないが、いま一度、当該制度の必要性について検討することも有用であろう。

第10 鉱区税

1. 鉱区税の概要

(1) 定義・趣旨

鉱区税は、法に基づき、鉱区に対し、面積を課税標準として、鉱区所在の都道府県において、その鉱業権者に課税されるものである。

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利である鉱業権は、排他性をもつ物権であるとみなされ（鉱業法第12条）、その設定には経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならない（鉱業法第21条）ことから、その特権を与えられることに対する対価であるとされている。

(2) 課税要件について

①納税義務者

県内に鉱区を持っている鉱業権者（法第178条）

②課税標準及び税額

鉱業権の目的、面積等に応じて、次のように定められている。

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない 鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
砂鉱を目的とする 鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年600円
	河床でないもの	面積100アールごとに年200円
石油や可燃性天然ガ スを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円×2/3

(3) 申告及び納税について

①申告

鉱業権の納税義務者は、鉱区税を課されるべき事実が発生し又は消滅した場合において、その発生し又は消滅した日から7日以内に各総合支庁へ申告しなければならない。また、申告した事項に異動が生じた場合においても、その異動が生じた日から7日以内に各総合支庁へ申告しなければならない（県税条例第151条）。

②納税

県税政課から送付される納税通知書により毎年4月1日現在の鉱業権者が5月末日までに納める。

賦課期日は毎年4月1日とされている（法第181条）。

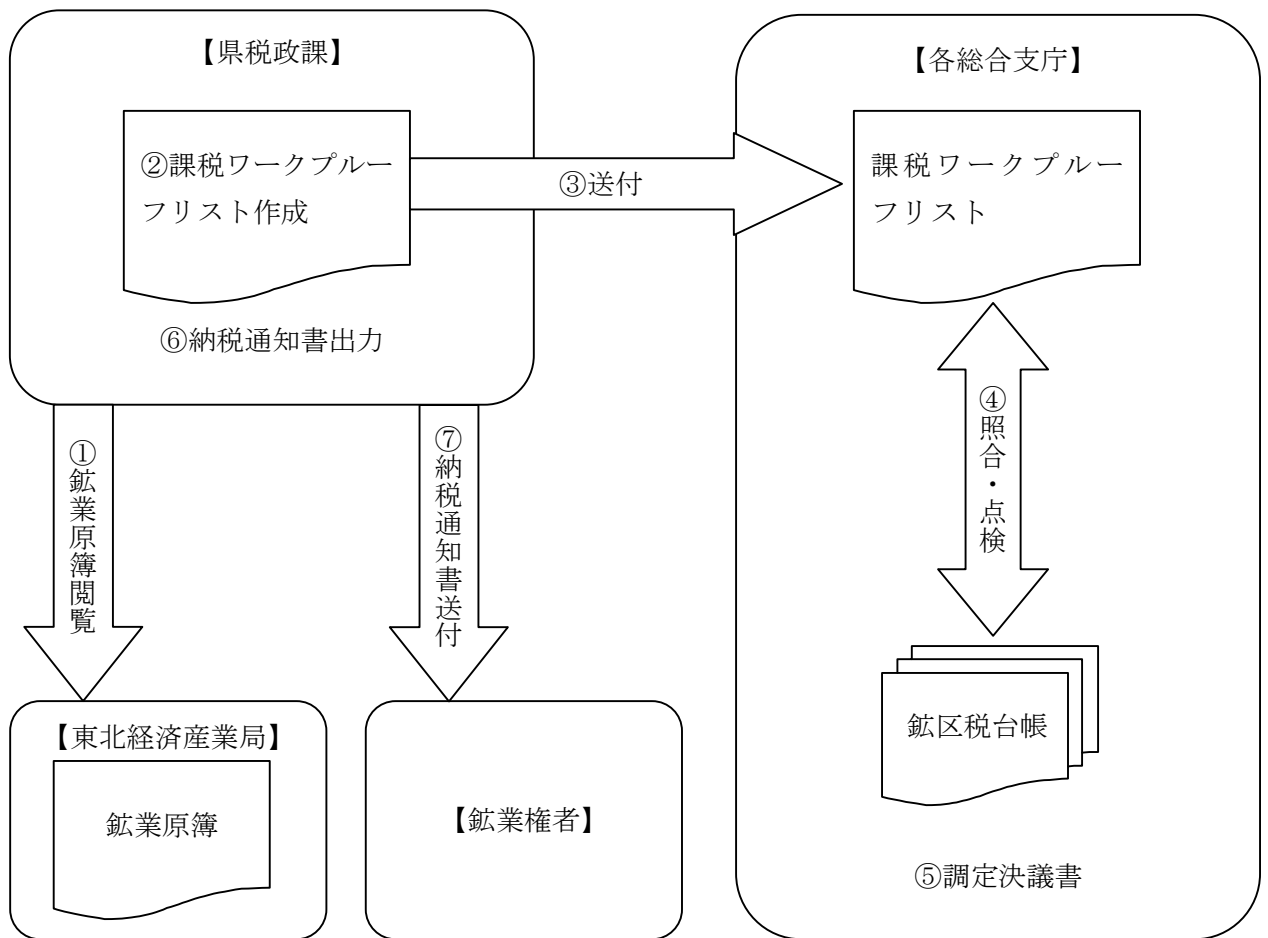
賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をも

って課税する（法第 183 条第 1 項）。また、賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって課税する（法第 183 条第 2 項）。

(4) 減免措置について

該当なし

(5) 業務フロー



2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位:千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	4,522	4,381	4,107
	収入額 (b)	4,522	4,381	4,107
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	-	-	-
合計	調定額 (a)	4,522	4,381	4,107
	収入額 (b)	4,522	4,381	4,107
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0

(2) 総合支庁別の調定額等の推移

平成 25 年度

(単位:千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,169	1,169	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	1,093	1,093	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	636	636	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	1,623	1,623	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	4,522	4,522	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,169	1,169	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	975	975	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	636	636	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	1,600	1,600	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	4,381	4,381	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	1,060	1,060	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	842	842	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	636	636	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	1,568	1,568	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	4,107	4,107	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

3. 実施した手続き

鉾区税の課税事務について、法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

鉦区税の課税事務について監査を実施した結果、法令等に従い適正に処理されていることを確認した。

ただし、鉦区税の調定事務については、調定決議については各総合支庁で行われているが鉦業原簿の閲覧、プルーフリストの作成、納税通知書の出力・送付は県税政課で行われている現状からすると、実質的な調定は県税政課で行われている状況にある。

鉦区税は近年減少傾向にあり、県税収入に占める割合も小さく、金額的にも大きいものではないことから、県税政課において全県分一括して調定決議等を行うことが、県全体としての業務の効率化に繋がるであろう。

第 11 狩猟税

1. 狩猟税の概要

(1) 定義・趣旨

狩猟税とは、法第 4 条第 4 項に規定された目的税である。平成 16 年 3 月 31 日に公布・施行された「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 17 号）」により、狩猟者登録税と入猟税が廃止されたことに伴い、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用の財源に充てるため、上記に代わって新設された。

(2) 課税要件について

①納税義務者（県税条例第 191 条）

知事の狩猟者の登録を受ける者

②課税標準及び税額

狩猟者の免許の種類ごとに、一律の金額が課せられることになる。

具体的には、下表のとおりである。

免許の種類	種別	税率
第 1 種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	1 道府県民税の所得割額の納付を要する者 上記の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事していない者	16,500 円
	2 上記以外の者	11,000 円
網猟免許・わな 猟免許 (投げ網・わな等)	3 道府県民税の所得割額の納付を要する者 上記の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事していない者	8,200 円
	4 上記以外の者	5,500 円
第 2 種銃猟免許 (空気銃)	—	5,500 円
5 対象鳥獣捕獲員に該当する者が狩猟者の登録を受ける場合 6 鳥獣保護管理法による許可を受け、従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者が狩猟者の登録を受ける場合		課税免除
7 鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後 1 年以内）		上記税額の 1/2

(注 1) 放鳥獣猟区（現在、山形県内にはない）のみに係る狩猟者の登録は、税額が 4 分の 1 になる。

(注 2) 他道府県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う道府県ごとに課税される。

(3) 申告及び納税について

①納税の方法

狩猟者の登録を受ける日を基準として税額が賦課され（県税条例第193条）、納税義務者は、狩猟者の登録を受ける際に証紙（ただし、後述のとおり実際は現金）により納付する。

②徴収の種類

狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事が特別の事情によってこれにより難いと認める場合においては、普通徴収の方法による（県税条例第194条第1項）。

証紙徴収とは、一般的には、地方自治体が納税通知書の交付に代えて証紙をもって税金を払い込ませることをいう。

狩猟税を証紙徴収の方法によって徴収する場合においては、納税義務者は、知事の狩猟者の登録を受ける際に提出する申請書に狩猟税の額に相当する現金を添えて納付しなければならないが、この場合において、知事は、当該申請書に納税済印を押すことによって証紙に代えるものとされている（県税条例第195条）。

(4) 減免措置について

知事は、生活保護法により生活扶助を受けている者に対しては、狩猟税を減免することができる（県税条例第197条第1項）。

2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分	調定額 (a)	24,082	17,893	7,170
	収入済額 (b)	24,082	17,893	7,170
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入済額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	-	-	-
合計	調定額 (a)	24,082	17,893	7,170
	収入済額 (b)	24,082	17,893	7,170
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0

(2) 総合支庁別の調定額等

平成25年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	9,437	9,437	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	2,969	2,969	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	7,480	7,480	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	4,195	4,195	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	24,082	24,082	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	7,759	7,759	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	2,807	2,807	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	4,479	4,479	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	2,848	2,848	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	17,893	17,893	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	4,011	4,011	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	1,580	1,580	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	522	522	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	1,057	1,057	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	7,170	7,170	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

3. 実施した手続き

狩猟税の課税事務が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、納税義務者を網羅的に捕捉するための手続が実施されているか、課税の公平性が確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

狩猟税の課税事務について監査を実施した結果、法令等に基づき適正に処理されていたことを確認した。

第12 産業廃棄物税

1. 産業廃棄物税の概要

(1) 定義・趣旨

産業廃棄物税とは産業廃棄物の排出量に応じて課税される法定外目的税（地方自治体の自主的な課税）で、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの向上を目的として導入されたものである。山形県では平成18年10月1日より施行されている。

(2) 課税要件について

①納税義務者

産業廃棄物税の納税義務者は、山形県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出業者又は中間処理業者である。徴収方法は最終処分業者による特別徴収の方法が採用されている。ただし、自社処分の場合は排出業者による申告納付による。平成27年度における特別徴収義務者・申告納税義務者は全県で17社存在した。

②課税標準

産業廃棄物税の課税標準は、山形県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量である。

③税額

産業廃棄物税の税率は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量1トンにつき、1,000円である。

(3) 申告及び納税について

特別徴収義務者である最終処分業者は最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときには、納税義務者から産業廃棄物税を徴収し、これを3ヵ月分まとめて「産業廃棄物税納入申告書」により、申告納入しなければならない。

なお、その期限は下表のとおりである。

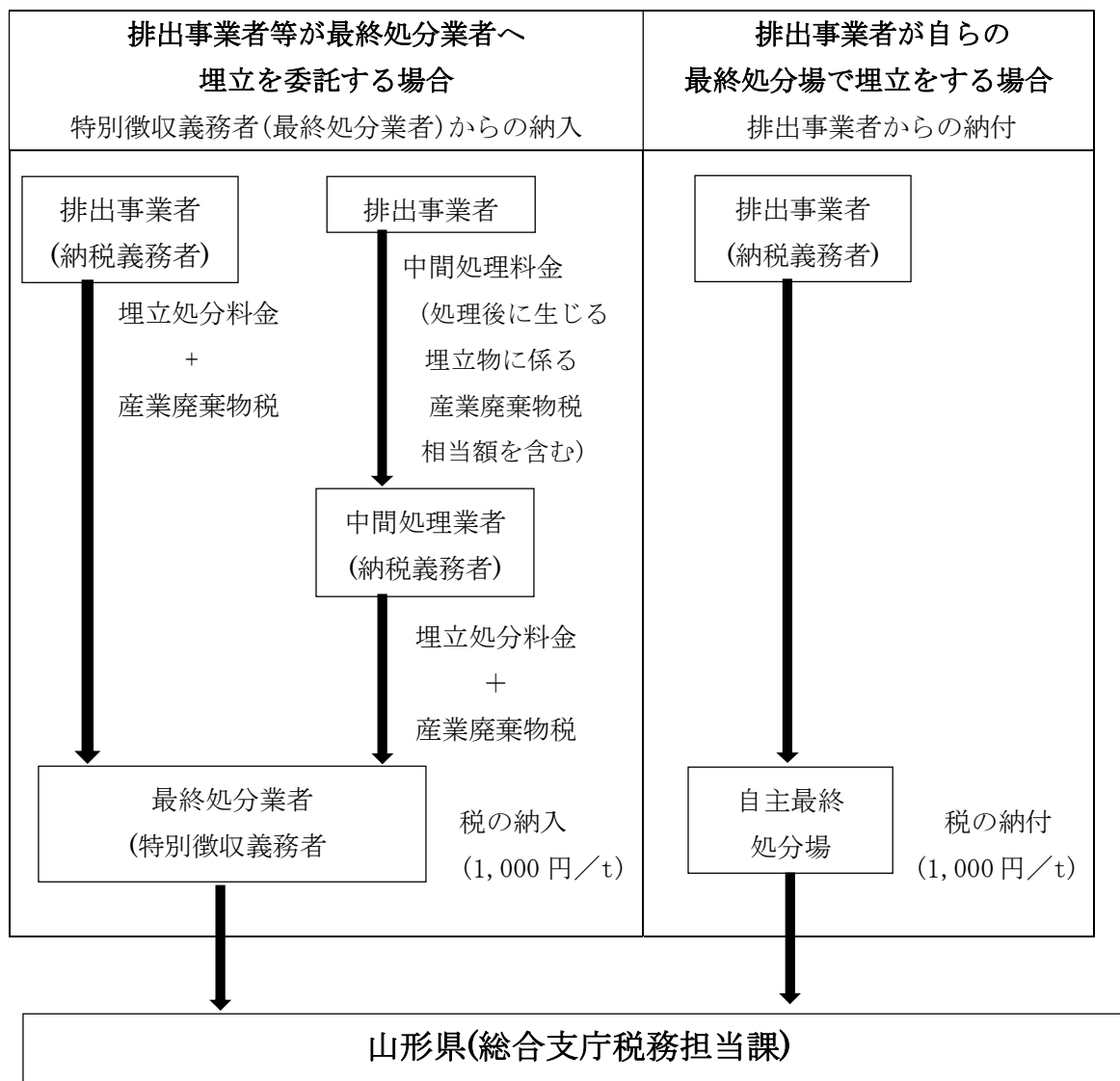
対象期間	申告納入期限
1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

(4) 課税免除について

天災その他の災害により排出された産業廃棄物及び公益上その他の事例により、課税が不適当なものの最終処分場への搬入については産業廃棄物税を課さない。

この「天災」とは、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象による大規模な災害を、「その他の災害」とは、大規模な火事もしくは爆発、その他の人為による異常な災害をいう。

(5) 業務フロー



2. 本県の状況

(1) 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額 (a)	198,507	183,648	166,308
	収入額 (b)	198,507	183,648	166,308
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額(a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額(a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	-	-	-
合計	調定額 (a)	198,507	183,648	166,308
	収入額 (b)	198,507	183,648	166,308
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額(a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b/a)	100.0	100.0	100.0

(2) 総合支庁別の調定額等

平成 25 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	98,689	98,689	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	18,246	18,246	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	76,596	76,596	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	4,976	4,976	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	198,507	198,507	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	92,282	92,282	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	18,870	18,870	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	72,496	72,496	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	0	0	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	183,648	183,648	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 27 年度

(単位：千円、%)

総合支庁		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b/a)
村山	現年	59,253	59,253	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
最上	現年	17,631	17,631	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
置賜	現年	72,352	72,352	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
庄内	現年	17,071	17,071	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	166,308	166,308	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

3. 実施した手続き

産業廃棄物税の課税事務について、法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また課税の公平性は確保されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

4. 監査の結果

(特別徴収義務者調査の1事案について)

産業廃棄物税について監査の結果、県税務課が実施した特別徴収義務者調査において、非違事項により税額の更正を要するものがあつた。しかし、追加税額が330円と金額が少ないこともあり、更正せず、次回の申告書に追加して申告納入する指導を行っていた事案を確認した。

(特別徴収義務者調査の更正処理について)

税額の更正を要するものについては、金額の多寡にかかわらず、事実確認後、速やかに更正処理をする必要がある。【指摘事項】

第13 徴収管理及び滞納整理事務

1. 徴収事務の概要

(1) 指定金融機関

都道府県は指定金融機関を指定し、当該指定金融機関及び収納代理金融機関が県税の収納、当該指定金融機関が支払いの事務を取り扱っている。山形県は株式会社山形銀行を指定金融機関として指定している。

(2) 徴収（納税）方法

県税の徴収は主として以下の手段を通して行われる。

①窓口納付

- ・ 県出先機関（総合支庁県税関係課）
- ・ 銀行
- ・ 郵便局

②口座振替

③コンビニ収納

④インターネットによるクレジット収納

(3) 納税環境の整備

県は納税者が納めやすい環境の整備を進めている。具体的には、以下のような方策が行われている。

①平成24年度から対象金融機関にゆうちょ銀行を追加している。

コンビニ収納に関して平成24年7月から対象税目を全税目に拡大している。

②クレジット収納に関しては、平成25年度の自動車定期賦課分から実施している。平成27年度の利用実績は9,446件であった。

このような納税環境の整備もあり、納付場所別の利用状況は以下のように推移している。

納付場所別利用状況

納付場所	利用件数 (23年度)	利用件数 (24年度)	利用件数 (25年度)	利用件数 (26年度)	利用件数 (27年度)
総合支庁窓口	33,845	32,404	31,023	26,806	25,968
金融機関窓口	377,960	367,234	351,751	322,922	306,482
口座振替	60,128	59,856	59,871	59,099	59,251
コンビニ	61,237	72,431	83,681	109,585	121,816
クレジット	—	—	5,139	7,578	9,446
計	533,170	531,925	531,465	525,990	522,963

総合支庁及び金融機関の窓口納付件数は減少傾向にあり、全体に占める割合も低下している。一方、コンビニ及びクレジット収納件数の増加は顕著である。総合支庁での窓口納付件数が減少することにより、徴税費の節減に結び付くものと考えられる。

2. 本県の状況

本県における各年度の調定額、収入済額、不納欠損額、徴収率の推移については、第2章「県税の全般的事項」を参照されたい。

3. 市町村との連携状況について

(1) 市町村との連携の概要及び経過

地方税の徴収対策は、第一義的には、個々の自治体が自らの責任において行うべきものである。

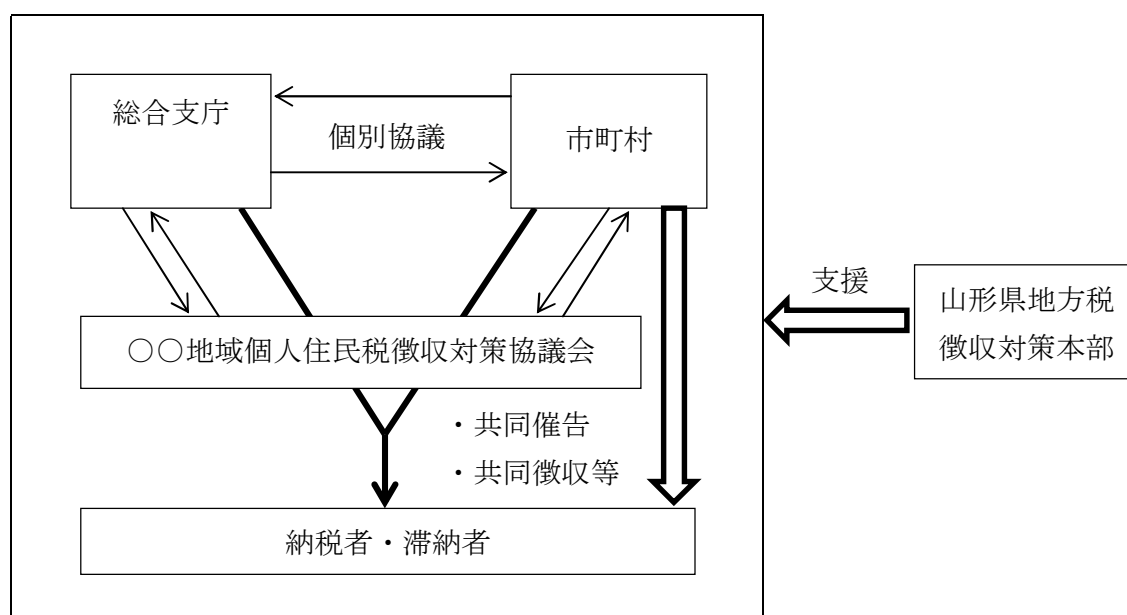
しかし、地方財政改革をはじめとした地方税をめぐる背景が変化しており、税収の確保は県と市町村に共通した重要な課題となっている。係る環境のなか、山形県は積極的に県内各市町村と連携し、税収の確保に努めている。

県と市町村の連携の経過は下表のとおりである。

税収確保に向けた県と市町村の連携の経過

年度	内 容
17年度	「個人住民税徴収率向上支援方針」を策定 「地域個人住民税徴収対策協議会」を設置（西村山、北村山、置賜）
18年度	「地域個人住民税徴収対策協議会」を設置（村山、最上、西置賜、庄内）
19年度	「山形県地方税徴収対策本部」を設置
23年度	「山形県地方税徴収対策本部」の構成員に、市及び町村を代表する税務担当課として新庄市と小国町が加わる。
24年度	「山形県地方税徴収対策本部」の構成員に、各地域協議会等を代表する市町村の税務担当課が加わる。（山形市他6市）山形県地方税徴収対策本部の下部組織として、全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、平成26年までに個人住民税の特別徴収を完全実施するアクションプランを策定 ⇒山形県個人住民税特別徴収推進会議は、アクションプランの成果目標を達成したことにより、平成27年度に解散

組織・連携図は下図のとおりである。



(2) 平成 27 年度の取組状況

①各地域個人住民税徴収対策協議会事業

各地域協議会において 34 市町村と滞納事案検討会を実施し、246 件の滞納事案の解決方法を検討した結果、8 市町村と共同催告、2 市町と共同徴収、2 市町と直接徴収を実施した。また 7 地域で実務研修会を実施した。

②地方税徴収対策本部事業

1 町に対して個別訪問を実施したほか、全県研修会を 4 回開催した。

③個人住民税特別徴収推進の取組

山形県地方税徴収対策本部の取組として、特別徴収完全実施に伴い、様々な課題が生じていることから、課題や問題点の整理と解決策の検討を行うため、全市町村を対象とした調査を行った。

(3) 徴収職員併任制度について

徴収職員併任制度とは、県の徴税吏員を市町村の職員と併任し、個人住民税の滞納事案について、市町村の職員とともに滞納整理にあたる制度である。

徴収職員併任制度は平成 26 年度に庄内総合支庁税務課職員が酒田市職員と併任し、10 件の滞納案件について取り組んだ。

(4) 取組の効果

県によれば取組の主な効果として、以下の点をあげている。

- ①徴収対策本部が行う市町村に対する個別訪問に関して、個別訪問による市町村への助言を行った市町村は、実施前と比較して差押件数、公売数が増加している。
- ②研修事業の実施により、参加者は業務に役立つ情報が得られ、モチベーションの向上が図られた。
- ③滞納事案検討会の実施により情報交換等を行った結果、「共同催告」等の市町村との連携した滞納整理の取組が増加しており、県と市町村との協力体制が強化されている。
- ④個人住民税の特別徴収実施率は向上し、全国的にみても高い実施率を維持している。(平成 27 年度実施率 89.7%・全国平均 78.5%、全国順位 2 位)

4. 滞納整理事務の概要

(1) 滞納整理事務手続き

納期限までに納税されない状態を「滞納」といい、滞納金を適切に徴収するための一連の事務手続きを「滞納整理」という。

すなわち、納期限までに地方税が納付されないときは、

- ・督促状、催告書等による納税の催告
- ・差押・交付要求等の滞納処分
- ・徴収猶予等の納税の緩和措置
- ・第二次納税義務の追及等の納税義務の拡張等を行い、以下のいずれかの解決策を講ずる。
- ・滞納金を徴収して完結
- ・滞納処分の執行停止を行うことにより、徴収権を消滅

滞納整理とは、このような滞納金について行われる一連の事務手続きを総称するものである。

(2) 督促

納期限までに完納されなかった場合、原則として納期限後 20 日以内に督促状を送付する。督促は県税規則に定める督促状により行われなければならないが、口頭による督促は効力を生じない。県では自動車税については県税政課で督促状の一括送付を行い、それ以外の税目に関するものは各総合支庁で送付する。

(3) 滞納金整理個票

督促状が発布されると「滞納金整理個票」が納税担当へ交付される。滞納金整理個票には税額の異動（収納、減額等）の状況、納税交渉、財産調査、滞納処分の内容などが簡潔に記載される。

(4) 財産調査

徴税吏員には、滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要がある場合には、滞納者等に対して「質問・検査」の権限（国税徴収法第141条）と、質問・検査によって十分な結果が得られない場合等に、滞納者の住居等について調査する「搜索」権限（国税徴収法第142条）が認められている。

(5) 財産差押え

差押えは租税債権を強制的に実現する手段たる滞納処分の最初の段階の手段であり、徴税吏員が滞納者の特定の財産について、法律上又は事実上の処分を禁止し、これを換価できる状態に置く処分である。滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から換算して10日を経過した日までに、その督促に係る税金を完納しない場合には滞納者の財産を差し押さえなければならない。差押えを行う時期及び財産については徴税吏員の裁量により決定される。

差押えの対象となる財産には、動産又は有価証券、銀行預金、給料、債権、不動産、無体財産権等広範囲に及ぶ。

差押えに係る滞納金の全額が消滅した場合には、差押えを解除しなければならない。

(6) 交付要求・参加差押え

① 交付要求

交付要求とは、滞納者について強制換価手続きが行われた場合に、総合支庁長が自ら差押えを行うことなく、強制換価手続きの執行機関に対し、交付要求書をもって滞納県税の交付を求めて租税債権の充足を要求することをいう。

② 参加差押え

参加差押えは、滞納者の財産について滞納処分の差押えが先行して行われている場合において、その財産が不動産や自動車等の特定の財産であるときに、交付要求の一方法として認められる手続きである。

参加差押えをした場合、その参加差押えに先行する差押えが解除されるまでの効力は交付要求の効力と同様であるが、先行する差押えが解除されると参加差押えをしたとき等に遡って差押えの効力を生じる。

(7) 換価

換価は、差押財産を金銭に変える強制手続きの総称をいう。換価処分は「財産の公売」と「債権の取立」の2つに分けられる。県では近年、インターネットオークションシステムを利用した公売を中心に換価を行っている。換価された代金は滞納金に充当される。

(8) 配当

配当とは差押財産の換価代金その他の金銭を地方団体の徴収金その他の債権に配分する手続きの総称をいう。

(9) 徴収猶予等の納税の緩和制度

①徴収猶予

徴収猶予とは、納税者等が財産に災害等を受けたこと、一定の親族の病気、事業の休止等の事由、又は徴収金の確定の遅延によって、地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認められる場合に、一定期間徴収を猶予して納税の猶予を図ることをいう。

②換価の猶予

滞納者が現に滞納になっている税金を納めようとする誠実な意思をもっていながら、一時に納付できない事情がある場合は、一定の要件のもとに差押財産の換価を猶予することが財産を公売するよりも未納徴収金の金額を円滑に徴収でき、かつ、滞納者の事業や生活を維持する上でも好ましい場合がある。こうした場合に、徴税吏員がその職務に基づき納税を猶予する制度である。

(10) 滞納処分の執行停止

納税者に一定の事由があるときに、総合支庁長は職権で滞納処分の執行を停止することができる。一定の事由とは以下に記載するようなことである。いずれかに該当する場合に執行停止の対象となる。

- ・滞納処分することができる財産がないとき
- ・滞納処分することにより、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- ・滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明のとき

(11) 滞納処分の執行停止の効果

①滞納処分の禁止

執行停止期間中は、その停止に係る滞納金について交付要求、参加差押えを除く新たな滞納処分をすることができない。

②差押えの解除

生活を著しく窮迫させるおそれがある滞納者に対し、差し押さえた財産がある場合には、差押えの解除を行わなければならない。

③納付・納入義務の免除

滞納処分の実行停止が3年間継続した場合、納付・納入義務は消滅する。

④延滞金の免除

滞納処分の実行停止期間中の延滞金は、その全額が免除される。

(12) 納税義務の消滅

① 3年間の継続

滞納処分の実行停止が取り消されることなく、3年間継続した時には、県税の納税義務は消滅する。

②即時に消滅させることができる場合

法第15条の7第5項に規定する、「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当する場合、執行停止後、直ちにその執行停止に係る県税徴収金（延滞金も含む）の納付・納入義務は消滅する。

(13) 執行停止後の事後調査（資力回復調査）

滞納処分の実行停止後に、当該滞納者の資力が回復していないかどうか、所在が判明していないかどうかの観点から、滞納者の財産状況等を調査するものである。

各総合支庁において、定期的にこの資力回復調査を行っている。この調査により滞納者の資力が回復していることや、所在等が判明した場合には、直ちにその執行停止を取り消さなければならない。滞納者の執行停止を取り消したときは、滞納者に通知する。

(14) 不納欠損処理

不納欠損処理とは企業会計における貸倒れに相当するもので、納税義務が消滅するものである。不納欠損処理ができる場合は法によって以下のとおり、定められている。

- ・法第18条に規定する時効の完成により、租税債権が消滅した場合
- ・法第15条の7第4項の規定により、滞納処分の実行停止が3年間継続した場合
- ・法第15条の7第5項の規定により、滞納処分の実行停止をしたもので租税債権を徴収できないことが明らかなもの。

5. 実施した手続き

徴収事務及び滞納整理事務について、法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また納税の公平性が確保されているかについて担当者へのヒアリング、資料の閲覧により確認した。

6. 監査の結果

監査の結果、下記の6件の意見がある。

(1) 納税環境の整備について

1. (3)「納税環境の整備」に記載のとおり、県では納税者が納めやすい環境の整備のため、収納方法の多角化等に努めている。

(納税環境の更なる充実について)

徴税費の節減は税務行政の重要な課題であり、この観点からも、なお一層、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の利便性につき広報を充実させることが望ましい。また、コンビニのない地域での収納方法の利便性向上の方策につき検討することが望ましい。【意見】

(2) 滞納事案の検討について

県は市町村との連携を図っており、個人県民税の滞納金の減少や特別徴収の実施率等の面で効果が認められる。今後とも市町村との連携を密にすることが必要と考える。

また、平成26年度から市町村ごとに滞納事案検討会が開催されるとともに、徴収職員併任制度が実施され一定の実績をあげている。

(徴収職員併任制度等の活用も踏まえた滞納事案解決に向けた取組について)

滞納事案検討会を通して、徴収職員併任制度の有効活用を図る等、滞納事案の解決に向けた取組を行っていくことが望ましい。【意見】

(3) 滞納金整理個票の管理について

滞納整理事務について監査を実施した結果、自動車税滞納に関する滞納金整理個票について、所在が確認できないため再発行されているものがあつた。再発行された平成25年当時、当該個票は滞納処分執行停止中であり、執行停止から3年を経過した平成27年11月には不納欠損処理されている。

滞納金整理個票の管理・保管については、保存期間については県の文書管理規程に従い行われており、管理方法等は、主に各総合支庁の判断に委ねられている。

(滞納金整理個票の管理方法等の統一化について)

滞納金整理個票は、多くの個人情報に記載され、また作成枚数も多いことから紛失や外部への情報漏洩等のないよう、個票に関する管理・保管・破棄方法等に関する県全体で統一的な取扱いを定めることが望ましい。【意見】

(4) 差押物件について

差押物件の監査の段階で換価価値に疑義のある次のような事例が存在した。

- ・昭和 53 年に建築した木造建物で、納税者の持分が 2 分の 1 のもの
- ・差し押さえた建物の所有者は納税者だが、底地は納税者のものではないもの
- ・土地につき差押登記をしているが、先行して優先する抵当権の設定がなされているもの
- ・昭和 54 年建築のマンションの 1 室で、震災でベランダが損傷しているもの
- ・同上のマンションの土地部分（マンション敷地の持分 20 分の 1）
- ・破産した会社につき、差押物件（土地及び建物）が存在したが、破産管財人から配当の見込みがないとの報告があり、少額で差押登記の抹消に応じたもの
- ・現在は換価価値がほとんど望めない電話加入権を担保としているもの

(差押財産の定期的な評価の見直しについて)

実際に換価可能のものでなければ担保の意味が薄く、また換価価値は時間の経過とともに変わるものである。租税債権は県にとって財産であり、財産の価値を把握することは不可欠である。特に差押えが長期にわたる場合、換価価値という観点から定期的に評価するのが望ましい。定期的な評価の対象となる差押財産については効率性も考慮し、過去の滞留債権の回収実績率を基礎とし、決定する方法等が考えられる。

差押財産は換価されることが前提であるので、換価価値を念頭に置き、特段の事情がなければ、速やかに公売、差押解除等を検討すべきと考える。【意見】

(5) 欠損処分事務について

解散した会社、実体のない会社等について滞納処分の執行停止を行い、即時に欠損処分している場合と、そうでない場合が見受けられた。各事例の内容の違いにより、処理が異なる場合も当然に認められる。即時に欠損処分するかどうかは各総合支庁の判断による。

(解散会社等に関する事務処理方法の確認について)

解散した会社や実体のない会社等に係る滞納処分の執行停止においては、各総合支庁で処理結果に差異が生じないシステムを確立することが望ましい。例えば、各

総合支庁の処理につき、県税政課において統一的にチェックする等の方法を検討されたい。【意見】

(6) 長期滞納額繰越額への対応について

以下に示す表は平成 27 年度に残存している県全体の県税滞納繰越額を発生年度別に区分したものである。

平成 27 年度県税滞納繰越額年度別残高表

(単位：千円)

年度	県税	税外収入 (注)	計
昭和 61	0	75	75
62	57	142	198
63	0	13	13
平成元	170	0	170
2	45	0	45
3	233	0	233
4	337	0	337
5	209	0	209
6	294	0	294
7	414	0	414
8	307	0	307
9	520	0	520
10	6,743	5,195	11,939
11	188	0	188
12	708	0	708
13	2,410	0	2,410
14	1,386	0	1,386
15	1,805	0	1,805
16	1,070	0	1,070
17	2,111	4,974	7,085
18	2,293	0	2,293
19	5,227	11	5,237
20	5,972	0	5,972
21	9,510	127	9,637
22	12,293	0	12,293

23	18,674	402	19,076
24	23,572	2,003	25,575
25	42,108	793	42,901
26	1,048,903	696	1,049,599
計	1,187,558	14,431	1,201,990

(注) 税外収入は不申告加算金、過少申告加算金、重加算金の合計である。

最も古い債権では、県税収入については昭和 62 年度の発生のもの、税外収入については昭和 61 年度発生のもが存在していた。すなわち、約 30 年経過したものが残存していたことになる。租税債権は県にとっては、重要な財産である。債権については通常、長期に亘るほど回収可能性が低下し、また徴税コストも増加する。

(長期滞納繰越額への対応及び回収可能性の早期判断について)

租税債権については、早期に回収を図ることはもちろんのこと、回収可能性の有無についても、早期に判断を行う必要がある。

また、現存する滞納繰越金のうち、少なくとも 20 年以上経過するものについては今後、その回収可能性等につき重点的に内容を検討し、適切な処理ができるような方向で検討されたい。【意見】

第 14 外部委託状況

1. 外部委託状況の概要

県税の課税・収納事務のうち、主な外部委託は次のとおりである。

委託業務	業務の概要
納税者に対する県税の賦課徴収に係る各種通知書等の印字処理業務	山形県税務総合電算システムで作成した印刷用データを、受託者が所有するプリント機器類を用いて委託者が調達する専用紙に印字し、指定する期日まで納品する。 (自動車税、個人事業税、不動産取得税等の納税通知書や督促状)
納税者に対する県税の各種通知書等に係る封入封緘処理業務	納税者に対する県税の各種通知書等及び封筒を引き受け、受託者が使用する機械等に封入封緘処理を施し、指定する期日まで納品する。
納税者に対する県税の各種通知書等に係るシーリング加工処理業務	専用紙に印字された納税者に対する県税の各種通知書等を引き受け、受託者が所有する機械によりシーリング加工処理を施し、指定する期日まで納品する。
自動車取得税・自動車税申告書等の受付業務	自動車登録時、申告書を受け付け、次の業務を行う。 ①申告書の記載事項、税額等、納税証紙印の確認 ②申告書の納税者記入不要欄の記入 ③申告書の整理、集計、引継ぎ

2. 実施した手続き

外部委託している業務について適切に監督しているか、委託先が取り扱う個人情報等の流出リスクへの対応状況は適切かについて、担当者へのヒアリング、業務委託契約書その他書類の閲覧、現地視察により確認した。

3. 監査の結果

(1) 委託業務に関する監督状況について

①納税者に対する県税の各種通知書等に係る業務委託

県税政課は、業務委託契約書に従い「作業指示書兼成果品引渡書」により指示し、委託先から納品を受けた際に成果品検査を行うこととなっている。成果品検査は、必ず2人が立ち会い、指示どおりに実施されていることを確かめた上で「作業指示書兼成果品引渡書」の成果品確認欄又は委託者納品確認欄に押印している。

平成27年度の任意の月をサンプル抽出し、「作業指示書兼成果品引渡書」の閲覧

及び担当者ヒアリングを実施した結果、成果品確認欄又は委託者納品確認欄に押印されていることを確認した。

②自動車取得税・自動車税申告書等の受付業務に係る業務委託

村山総合支庁課税課漆山分室及び庄内総合支庁税務課押切分室は、毎日、委託事業者から申告書等の引継ぎを受ける際、申告書上の自動車取得税・自動車税額の集計額と当日の納税証紙印押印額が一致していることを確認し、引継ぎに関する日次報告書類に受付印を押印している。

引継ぎを受けた後に、村山総合支庁課税課漆山分室及び庄内総合支庁税務課押切分室では、申告書記載事項の記載漏れがないか、引き継いだ OCR 読取の申告書データに読取誤りがないかという観点で全ての申告書を確認している。また、税務総合電算システムによる車検証に登録されている情報とのデータ整合チェック、県税政課による定期的な税率適用誤りチェックにより、委託業務に対する監督を補完している。

平成 27 年度の任意の月日をサンプル抽出し、引継ぎに関する日次報告書類の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した結果、引継ぎ受付印が押印されていることを確認した。また、平成 27 年度の税務総合電算システムによるエラーリスト、県税政課による税率適用誤りチェック資料について、サンプル抽出により閲覧し、当該チェックが行われていることを確認した。

(2) 委託先が取り扱う個人情報等の外部流出リスクへの対応状況について

①納税者に対する県税の各種通知書等に係る業務委託

県は、当該業務委託に関する一般競争入札を実施する際、入札参加者の資格として、一定水準の情報セキュリティレベルを求めるため、次の要件を定めている。

- 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して ISMS 認証基準 JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) に適合することにより認証を受けていること、又は JIS Q 15001 の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

また、業務委託契約書の中で、個人情報保護の重要性を認識し、契約執行にあたり個人情報の取扱いを適正に行うことを求める「個人情報取扱特記事項」を付している。

さらに、委託仕様書の中で、次のとおり、具体的な条項を追加して個人情報等の外部流出リスクに対応している。

- ・ネットワークを利用して印刷用データ等を引き渡す場合、税務総合電算システムに専用線で接続する等、通信時に外部に漏洩しないよう必要な措置を講じ、印刷用データ等のセキュリティを確保する。
- ・印字等の履行場所や、履行場所から納品場所への搬送時に、部外者による覗き見、盗撮等を防止するために必要な措置及び印字帳票等が紛失しないよう必要な措置を講じる。
- ・納品時は、印刷に失敗した帳票や欠損等が生じた帳票等についても、成果品とともに税政課に引き渡す。(なお、成果品の件数から除外し、業務委託支払いの対象としない。)
- ・山形県情報セキュリティポリシーを遵守する。

②自動車取得税・自動車税申告書等の受付業務に係る業務委託

県は、業務委託契約書の中で、個人情報保護の重要性を認識し、契約執行にあたり個人情報の取扱いを適正に行うことを求める「個人情報取扱特記事項」を付している。

また、申告書の引継ぎにあたり、申告書上の自動車取得税・自動車税額の集計額と当日の納税証紙印押印額の一致を確認するとともに、OCR 読込結果と申告書の照合を毎日実施し、委託事業者が受け付けた申告書は全て県に提出されたことを確認している。

第 15 県税務総合電算システム

1. 県税務総合電算システムの概要

現在の山形県税務総合電算システム（以下、「税務システム」という。）は、平成 22 年 4 月に本格稼働したものであり、法人県民税・事業税、個人県民税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税・自動車税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税を対象としている。

税務システムは、外部委託により、汎用機のシステムから再構築された Web 方式のシステムであり、大きく「課税システム」と「収納管理システム」に区分される。

「課税システム」では、①税額を確定し、県税収入を行うための調定事務、②確定後の税額の変更、③納税通知書の発行等を行う。「収納管理システム」では、①金融機関や窓口等で納付された税額の管理、②督促・催告書管理、③県財務会計システム収入済額との照合を行う収入計算書作成等を行っている。

2. 税務システムの維持・運用体制

(1) 総括的な維持管理

税務システムの維持・運用については、県税政課税務電算担当が担当し、「税務総合電算システム運用管理要領」に基づき総括的な管理を行っている。県税政課税務電算担当は、システムの特異性を考慮して、税務システム基盤維持管理及び運用管理をシステム開発業者に委託している。

(2) 利用者管理

税務システムを利用するためには「利用者 ID」が必要であり、ユーザ名とパスワードを入力することでログインすることができる。

県税政課及び各総合支庁では、「税務総合電算システム運用管理要領」に従い、毎年、利用者権限管理者を登録し、利用者権限管理者は、当該年度の職員の業務に応じた利用者権限を設定・付与している。

権限付与された利用者 ID のパスワードについては、定期的な変更が求められている。

(3) セキュリティ対策

県では、「山形県情報セキュリティポリシー」「税務総合電算システム運用管理要領」等を定めて、研修を通して各利用者に適切な取扱いを求めている。例えば、「税務総合電算システム運用管理要領」では、次のとおり定めている。

「税務総合電算システム運用管理要領」より抜粋

8 セキュリティ対策

(1) 事故防止

操作者は、システムの操作にあたっては、次に掲げる事項を遵守し、情報の漏洩や事故が生じないように十分な注意を払うものとする。

ア 操作者は、システムの利用において業務目的外の利用をしてはならない。

イ 操作者は、業務上のデータを電子媒体等によってシステムから持ち出してはならない。

ウ 操作者は、システムで利用しているソフトウェア以外のソフトウェアを端末機に導入してはならない。

エ 操作者は、端末機に関しての基本的な入出力設定環境の変更及び機器の増設・改造を行ってはならない。

オ 操作者は、端末機等を執務室から外へ持ち出してはならない。

上記のほか、全体的なセキュリティを高める対策として、税務システムのサーバへの接続は専用線によって行い、かつ、ネットワーク設定及び利用者 ID 管理により、関係部局以外の外部からのアクセスを排除している。

(4) 障害対応・バックアップ体制

県税政課は、障害発生時に迅速かつ確な対応を行い、税務行政事務に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として、「税務総合電算システム等障害対応マニュアル」を策定している。

本マニュアルによれば、税務システムを稼働させるために必要となるサーバは、山形県内のデータセンターに設置している。データセンターは震度7まで対応可能な耐震構造であり、自家用発電設備により停電時も一定期間はシステムを稼働させることが可能となっている。

データベースについては毎日バックアップをとり、3世代分のデータをディスクに保存し、データセンターとは別施設の金庫で保管している。

3. 実施した手続き

税務システムに関する利用者権限の付与状況は適切か、情報セキュリティに関する規則等は遵守されているかについて担当者へのヒアリング、資料の閲覧、現地視察により確認した。

4. 監査の結果

(1) 税務システムに関する利用者権限の付与状況について

県税政課及び各総合支庁の平成27年度又は平成28年度の職務分担表における各担当者の職務内容と利用者IDごとの利用者権限を照合した結果、税目や担当の違い(課税担当又は収納担当)等に応じて、各公所の利用者権限管理者によって適切な権限が付与されていることを確認した。

ただし、一部の総合支庁において、育児休暇等により休職中の職員の利用者ID及び現在使われていない法人二税申告書入力業務受託者用の利用者IDが税務システムに登録されたままとなっていた。

後者については、過去に法人二税申告書の入力を外部に業務委託していたが、電子申告等の普及により入力件数が少なくなり、現在は外部委託せず、総合支庁職員が入力しているため不使用の状態となっている。

税務システムはネットワークの設定により、県税政課及び各総合支庁に設置された端末以外の端末からは、当システムに接続できない仕組みを構築している。

(休職中の職員等の現在利用されていない利用者IDの休止登録について)

業務に関与しない者が当システムに接続・操作するリスクは小さいと考えられるが、よりリスクの低減を図るため、休職中の職員や現在使われていない法人二税申告書入力業務受託者用の利用者IDについては、税務システム上、削除登録することが望ましい。【意見】

(2) 情報セキュリティに関する規則等の遵守状況について

①税務システム接続のためのパスワード設定

利用者IDには、県職員としての県基幹イントラネット情報システム利用者IDを保有する職員が税務システムを利用する職員用IDと独自に設定できるシステム操作作用IDがある。

職員用IDのパスワードについては、県基幹イントラネット情報システムと連動しており、県基幹イントラネット情報システムでパスワードを変更した場合、税務システム上も変更される。県基幹イントラネット情報システム利用者IDのパスワードは、山形県情報セキュリティポリシーに則って変更されている。

システム操作作用の独自IDについては、窓口専用端末操作作用ID、法人二税申告書入力業務用ID等があり、パスワードは年度当初に県税政課より設定され、その後は利用者が管理している。パスワードは1ヵ月毎に変更することとされており、変更しない場合には接続できない仕組みを構築している。

しかしながら、窓口専用端末操作作用IDについて、一部の総合支庁では、奇数の月と偶数の月で2つのパスワードを交互に利用していた。

システム操作用 ID のパスワードについて、「税務総合電算システム運用管理要領」及び「山形県情報セキュリティポリシー（山形県情報セキュリティ対策基準）」では、次のとおり規定されている。

「税務総合電算システム運用管理要領」より抜粋

(3) 利用者権限の付与及び登録

エ システム操作用 ID のパスワードについては、定期的に変更するものとする。

「山形県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第5章 人的セキュリティ

5. 7 ID 及びパスワード等の取り扱い

職員等は、ID、パスワード及び IC カード等の取り扱いについて、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) ID 及びパスワードの取り扱い

⑥自己の管理するパスワードを定期的に変更しなければならない。また、この場合において、古いパスワードを再利用しないように努めなければならない。

(税務システム接続のためのパスワードの定期的な変更について)

税務システム操作用の ID パスワードについては、情報管理の徹底を図るため、「税務総合電算システム運用管理要領」や「山形県情報セキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、適切なパスワード変更が必要である。【指摘事項】

例えば、県基幹イントラネット情報システムと連動している職員用 ID のパスワードは、有効期限6ヵ月で、過去2回までに使用したパスワードを使用できない仕組みとなっており、当該取扱いが参考になると考える。

②端末機の執務室外への持ち出し

県税政課及び各総合支庁において、端末機を執務室外へ持ち出して使用していない。また、税務システムは県基幹ネットワークにより接続するため、執務室外へ持ち出して業務に使用することはできない仕組みとなっている。

③業務上のデータの USB メモリによる持ち出し

県税政課においては、業務上のデータ処理のため、USB メモリを保有している。税務システムは、情報セキュリティの観点からインターネット等との接続ができない仕組みとなっているため、業務上必要な「外部連携」機能を使う場合のみ USB メモリを使用している。ただし、USB メモリの執務室外への持ち出しは行わない運用として、セキュリティを確保している。

第16 文書管理

1. 文書管理方法の概要

県では、県民の個人情報を含む賦課・徴収等に関する文書について、「山形県文書管理規程」(昭和43年4月1日山形県訓令第7号)に基づき整理、保管及び保存を行っている。

具体的には、処理が完結した文書は、簿冊として「山形県公文書管理支援システム」に登録した上で、定められた年限まで県庁又は総合支庁内の書庫等で保存している。

県税に関する標準的な簿冊名ごとの保存年限は次のとおりである。

分類	簿冊又はホルダー の名称	保存 年限	簿冊又はホルダー の名称	保存 年限
総記	例規	30	調定額集計簿	5
	山形県県税制の沿革	30	月別調定実績額調	5
	月刊県税	30	返れい文書整理簿	5
	税務統計年報	30	公示送達	5
	県税犯則事件	30	税務行政運営方針	3
	税制改正資料	10	県税調定見込額調	3
	税務事務概要	10	災害等による期限延長	3
	税務職員研修	5	相続人の代表者の選定指 定	3
	税制度研究会	10	納税管理人(変更)申請	3
	税務関係会議	3	公印印刷物受払台帳	1
	県税実態調査	10	税務職員の表彰	30
	県税課税状況調	10	税理士登録申請に係る照 会	5
	税務協議会	10	臨時の税務書類の作成等 の許可	5
	過料処分	10	犯則・徴税吏員証交付関係	5
執務計画	5	税務広報	5	
県税事務検査	5	諸記	1	
県税賦課	調定決議書	10	賦課関係申請書	5
	賦課関係申告書	10	賦課関係整理簿	5
	賦課関係通知書	10	賦課関係届出書	3
	賦課関係台帳	10	賦課関係返納書	3
	賦課関係調査書	10	賦課関係受払簿	3
	賦課関係報告書	5	等級決定通知書	3

分類	簿冊又はホルダー の名称	保存 年限	簿冊又はホルダー の名称	保存 年限
県税徴収	滞納金整理個票	1	徴収の嘱託、受託	3
	納付納入受託証券引継整理簿	1	繰上徴収	3
	徴収猶予	1	徴収の引継引受	1
	差押	5	納税義務承継	5
	交付要求	5	第二次納税義務	5
	換価猶予	1	納税貯蓄組合設立・異動・ 解散届	30
	滞納処分停止	3	納税貯蓄組合	1
	公売	5		
県税管理	督促状発付決議簿	1	税等交付金	5
	納税証明	1	欠損処分	5
	現金引継	5	歳入歳出外現金受払計算 書	1
	県税収入計算書	5	個人県民税徴収状況報告 書	5
	県税調定収入状況調	5	分任出納員領収証書受払 簿	3
	県公金送金（支払）通知書亡 失（き損）届	1	領収証書等関係書	5
	有価証券等整理簿	1	狩猟税証紙受払簿	1
	歳入（出）還付	5	県税その他徴収金決算書	10
	収納額引継引受	1	県税その他徴収金決算明 細書	10

保存年限が経過した保存文書は基本的に廃棄することとなるが、各課が保存年限経過後も引き続き保存する必要があると認めたものについては、その保存年限を延長することができる。

2. 実施した手続き

県税の賦課・徴収等に関する文書が適切に管理されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、現地視察により確認した。

3. 監査の結果

(1) 文書保存場所の入室管理について

県税の賦課・徴収等に関する文書については、完結文書となった年度の翌年度1年間は県税政課及び各総合支庁が保管し、その後、文書主管課に引き継がれ、保存年限まで書庫で保存される。なお、文書主管課とは、県庁では総務部学事文書課、総合支庁では総合支庁総務企画部総務課である。

書庫の入室管理について、県庁では、書庫へ入室するためには入室者名簿に名前を記載して書庫職員の確認を受けることとしており、総合支庁では、書庫は常に施錠し、鍵を総務課が保管している。

(2) 保存年限を超えて保存する簿冊について

一部の総合支庁において、保存年限を経過後の簿冊を書庫で保存していた。山形県文書管理規程に基づいて県税政課が定めた保存年限の間、適切に保存し続けることは重要であるが、県民の個人情報等、機密性の高い文書が含まれているため、保存年限を経過したものを適時に廃棄することも同等に重要である。

(保存年限を経過した文書の廃棄について)

保存年限を経過した県税の賦課・徴収等に関する文書は、個人情報等機密性の高い文書が含まれていることから、保存年限に到達した文書については適切に廃棄処分する必要がある。【指摘事項】

ただし、保存年限を経過して書庫で保存している簿冊のうち一部は、事例が少なく将来同様の事例が発生した際の参考資料として業務上必要であるため保存しているものである。

保存年限を経過後も引き続き保存する必要がある文書について、山形県文書管理規程では次のとおり定めている。

「山形県文書管理規程」より抜粋

(文書の保存年限)

第40条 (中略)

4 主務課長は、第1項第1号に規定する文書のうち、法律の規定等により同号の保存年限を経過した後も引き続き保存する必要があると認めたものについては、その保存年限を延長することができる。

各総合支庁では当該規程により保存年限を経過後も書庫で保存しているが、山形県公文書管理支援システムに保存年限延長の登録を行っていない状況が見受けられた。

(簿冊の保存年限の修正及び延長登録について)

税に関する文書は県民の個人情報等、機密性の高い内容が含まれるため、保存年限の管理を適切に行うことが重要である。よって、保存年限を経過した後も必要な簿冊については、背表紙の保存年限を修正し、山形県公文書管理支援システムに保存年限延長の登録を行うこととされたい。【意見】

なお、県庁では、毎年、学事文書課から各課に、保存期間満了予定簿冊の廃棄・延長等の確認作業の依頼がなされ、各課が内容確認の結果、保存年限の延長が必要な簿冊について山形県公文書管理支援システム上で延長登録する仕組みとなっており、当該取組が参考になると考える。

一部の総合支庁において、県の組織改編等によって統廃合された法人自動車県税事務所や地方事務所から引き継ぎ、山形県公文書管理支援システムに登録されていない簿冊を書庫に保存している。

県の組織改編等の時期を考慮すると、山形県公文書管理支援システム供用開始以前の簿冊で、かつ、保存年限を経過しているものが多く見受けられた。

(組織改編等により旧公所より引き継いだ文書の管理について)

県民の個人情報等の機密保持、書庫の保存スペース確保のため、特に延長が必要と認められる簿冊を除き、保存年限を経過した簿冊は適切に廃棄するとともに、保存年限を経過していない簿冊については、山形県公文書管理支援システムに登録して管理することが望ましい。【意見】

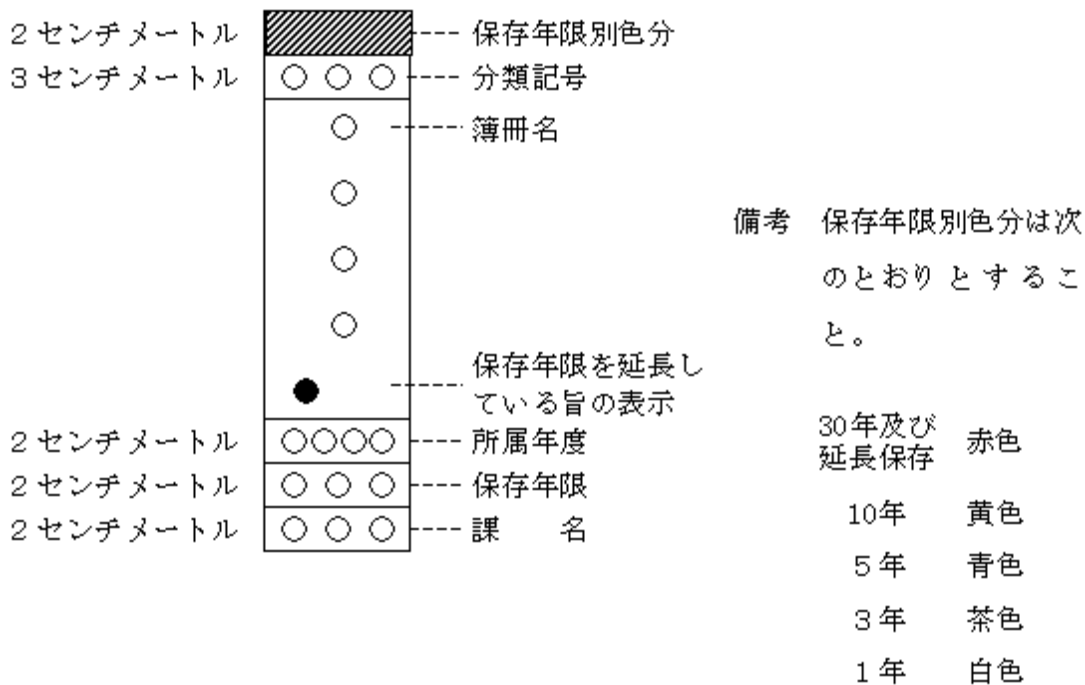
(3) 各簿冊への簿冊 ID の記載について

総合支庁の書庫で保存されている簿冊について、背表紙に山形県公文書管理支援システムに登録時に採番される簿冊 ID が記載されていないものがある。

山形県文書管理規程別記様式第 9 号で定める背表紙では、次のとおり、簿冊 ID の記載は求められていない。

「山形県文書管理規程」別記様式第9号より抜粋

背表紙



(簿冊への簿冊 ID の記載について)

文書管理規程上定めがないものの、税に関する文書は県民の個人情報等、機密性の高い内容が含まれ、簿冊の保存期間経過時の廃棄漏れや保存年限の延長登録漏れを防止するためには、簿冊現物と山形県公文書管理支援システムに登録している簿冊を特定しやすくすることが有用である。よって、今後、処理が完結して書庫に保存する簿冊については、背表紙に簿冊 ID を記載することを検討されたい。【意見】

なお、山形県公文書管理支援システムには背表紙を出力する機能があり、この方法による場合には簿冊 ID も印字されるため、今後、処理が完結して書庫に保存する簿冊について、当該機能を利用した背表紙を使用することが効率的であると考えます。